

平成 26 年度税制改正に関する要望

平成 25 年 9 月
日本証券業協会
投資信託協会
全国証券取引所

最近の我が国経済は、昨年 12 月以来、政府・日本銀行による大胆な金融政策、機動的な財政政策の効果に加え、「日本再興戦略」で示された成長戦略の実現に対する期待などから着実に改善しており、これまで長く続いたデフレ状況にも変化の兆しが見えはじめています。

こうした中、我が国経済をより確かな再生・発展へとつなげていくためには、成長戦略（「日本再興戦略」）を着実に実施することが重要な課題であり、証券界及び投資信託業界は、家計の資産運用と企業等の資金調達が十全に機能し、新たな成長分野にリスクマネーを供給できる、信頼される証券市場の確立をめざし、その役割を果たしてまいります。

つきましては、平成 26 年度税制改正に関し、平成 26 年 1 月から開始される NISA（少額投資非課税制度）が国民の中長期的な資産形成手段として幅広く普及・定着するよう非課税制度の恒久化、利便性向上の措置を図ることや、新規・成長企業への成長資金の供給拡大を支援する税制の創設など、次の事項を要望いたしますので、その実現につきまして格段の御高配を賜りますようお願い申し上げます。

I 家計の自助努力による資産形成支援及びリスクマネー供給に係る税制措置等

1. NISA（少額投資非課税制度）の恒久化、拡充及び簡素化

- ① 国民の中長期的な資産形成手段として、NISA が幅広く普及・定着するよう、非課税期間及び口座開設期間の恒久化を図ること
- ② 一年単位で、NISA 口座を開設する証券会社等の変更を認めること
- ③ 同一の勘定設定期間内において NISA 口座を廃止した後、翌年以降に再度 NISA 口座の開設を認めること
- ④ 個人番号（マイナンバー）による重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること。また、整理番号（NISA 番号）を廃止すること

2. 新規・成長企業の支援や事業再編等の円滑化

- ① 法人版エンジェル税制を創設すること。また、現行のエンジェル税制の運用改善等を図ること
- ② 我が国の経済成長を担う新興企業の成長を支援する観点から、新興企業への投資に対する優遇税制措置を講じること
- ③ 自社株式等を対価とした公開買付けに係る課税繰延措置及び特定口座への受け入れ措置を講じること

3. 譲渡損失の繰越控除期間の延長

- 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行３年間）を延長すること

4. 確定拠出年金制度の拡充

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること
- ② いわゆるマッチング拠出の上限を撤廃すること
- ③ 拠出限度額の水準を引き上げること
- ④ 加入対象者を拡大すること
- ⑤ 困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入すること等、中途引出し要件を緩和すること

Ⅱ 金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等

1. 金融所得課税一体化の促進等

- ① デリバティブ取引（注１）及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲の拡大を図り、損失の繰越控除を認めること
- ② 特定口座においてデリバティブ取引に係る損益通算を認めること
- ③ 配当の二重課税の調整を図る措置を講じること

（注１）上記①の損益通算及び損失の繰越控除を認めるに際し、現行税法上、総合課税とされている外国市場デリバティブ取引（外国金融商品市場で取引されるカバードワラントを含む。）の差金等決済に係る雑所得を申告分離課税とすること

（注２）上記①及び②を実施するに当たっては、投資者及び金融商品取引業者等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

2. 公社債等の課税方式の見直し等の円滑な実施

- ① 償還時源泉徴収の対象となる低クーポン債の定義を見直すこと
- ② 公共法人及び金融商品取引業者等が提出する「非課税申告書」と「国外公社債

- 等の利子等の源泉徴収不適用申告書」の受入れ基準を「公社債等の銘柄毎」から「公共法人及び金融商品取引業者等が開設する口座毎」に変更すること
- ③ 公社債の譲渡の対価の受領者の告知について、実務に則した内容とすること
 - ④ 居住者等に対して支払うべき特定公社債等の「利子等の支払調書」の作成・提出について、年間一括方式のほか1回の支払毎に作成する方法を認めること
 - ⑤ 売出債（私売出債を含む。）に係る特定公社債の範囲を見直すこと

3. 上場株式等の譲渡損失の損益通算等の拡充

- ① 会社法改正に伴い措置される予定の特別支配株主の売渡請求による譲渡について、租税特別措置法第37条の12の2第2項各号に掲げる譲渡に含めること
- ② 上場廃止後における全部取得条項付種類株式の取得事由の発生による当該株式の譲渡について、上場株式等の譲渡として取り扱うこと

Ⅲ 経済の再生・拡大へつなげる世代間資産移転の促進に係る税制措置等

1. 世代間の資産移転の促進

- 世代間の資産移転の促進のため、祖父母等（贈与者）が購入した上場株式等で、当該贈与者において3年以上保有されたものを子・孫等（受贈者）に贈与した場合には、当該受贈者1人につき1,000万円までの価額については、贈与税を課さないものとする

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化、「個人奨学金口座制度（仮称）」の創設

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を恒久化するとともに、同制度の贈与枠を活用し、運用益等を非課税とする「個人奨学金口座制度（仮称）」を創設すること

3. 相続・贈与税の評価額の見直し

- 株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までのうち最も低い最終価格」等を選択できるような措置等を講じること

Ⅳ 投資者の投資促進、利便性向上及び事務手続の効率化に係る税制措置等

1. 特定口座制度等の利便性向上

- ① 相続等による上場株式等の一般口座から特定口座へ受入れの際、当該特定口座

が開設されている証券会社等を通じてその相続人等の住所地の所轄税務署長に対し、当該相続人等が、当該受入れに係る上場株式等と同一銘柄の株式等を被相続人等が保有していない旨の申出書を提出して受け入れられるようにすること

- ② 特定口座年間取引報告書の「⑩差引金額」においては、源泉徴収選択口座内配当等から譲渡損失の金額を控除した額が零を下回る場合には、当該通算後の損失額を記載すること
- ③ 信託型 ESOP (Employee Stock Ownership Plan) により交付される上場株式等を特定口座に受け入れられるようにすること
- ④ 特定管理口座制度を廃止し、特定口座内保管上場株式等であった株式等を上場廃止日以後も引き続き特定口座で管理できるようにし、当該株式等の無価値化損失を特定口座での計算対象とすること
- ⑤ 投資主が投資法人の新投資口予約権の無償割り当てにより取得した新投資口を特定口座に受け入れることを可能とし、NISA の対象とすること
- ⑥ 上場廃止となった新株予約権付社債又は新株予約権の権利行使により取得した株式について、一定の条件を満たすものについて特定口座に受け入れられるようにすること

2. 投資信託・投資法人制度の拡充

- ① ETF の信託終了時における配当所得に係る源泉徴収について所要の措置を講じること
- ② 投資法人に係る導管性要件について所要の措置を講じること
 - イ) 複数の投資法人が合併し、一の投資法人とした場合に投資法人資産に生じる「正ののれん代」の導管性の判定式における取り扱いを改善すること
 - ロ) (税会不一致相当額(課税所得)が会計上の利益よりも多額である場合の) 利益超過分配はみなし配当として損金算入する措置を講じること
 - ハ) 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の 90%超を分配した場合には、内部に留保される利益について課税を免除する措置を講じること
 - ニ) 期末の決算において、一定の要件を満たして期末未処分利益の 90%超の分配を行った投資法人内に留保された分配後期末未処分利益については、翌期の導管性の判定から除外する措置を講じること
- ③ 特定の資産の買換え特例における土地流動化促進等のための買換え措置の適用期間を延長すること
- ④ 不動産取得税及び固定資産税が非課税とされている不動産について、投資法人、特定目的会社又は信託形式による不動産証券化スキームを利用した場合には、

当該不動産に係る不動産取得税及び固定資産税を非課税とすること

3. 国際的な金融取引の円滑化

- ① 外国法人の組織再編時等における株主のみなし配当に係る課税方式を見直すこと
- ② 内国法人が国外で発行するイスラム債（スーク）について、特定民間国外債の対象に含めること
- ③ 非居住者又は外国法人が所有又は貸借する国内に設置されたサーバ等機器に、有価証券等の売買注文を行うためのプログラムを設定し自動的に発注を行う場合には、当該サーバ等機器を恒久的施設（Permanent Establishment）としないこと
- ④ 関連者等に係る純支払利子等の課税の特例について、当初申告要件（書面等の添付及び保存）の規定を廃止すること

4. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用促進

- ① 金融商品取引業者等が「マイナンバー」に基づき本人確認を行う仕組みを構築し、顧客の本人確認書類の提示義務を免除すること
- ② マイナンバーが記載された支払通知書又は特定口座年間取引報告書については、確定申告書への添付義務を免除すること
- ③ 告知書又は特定口座異動届出書等について、マイナンバーの告知を行った顧客に限り、電磁的方法による提出を認めること

5. その他

- ① 信託型 ESOP の受益者が、当該 ESOP に係る分配により従たる給与の支払者から支払を受ける従たる給与所得について、同一企業グループに属する主たる給与所得の支払者において主たる給与所得と年末調整を行うことを認め、確定申告を不要とする措置を講じること
- ② 所得税法第 25 条第 1 項の規定による配当等とみなす金額に係る支払通知書について、その年に支払った金額の合計で作成（年間一括交付方式）することを可能とする措置を講じること
- ③ 源泉徴収義務者の過大な事務負担を軽減するため、利子、配当及び源泉徴収選択口座に係る源泉所得税等の納付期限について、支払日の属する月の翌月 10 日から翌月末日にすること

以 上



日本証券業協会

Japan Securities Dealers Association

平成26年度税制改正に関する要望 【主要項目説明資料】

平成25年9月

日本証券業協会

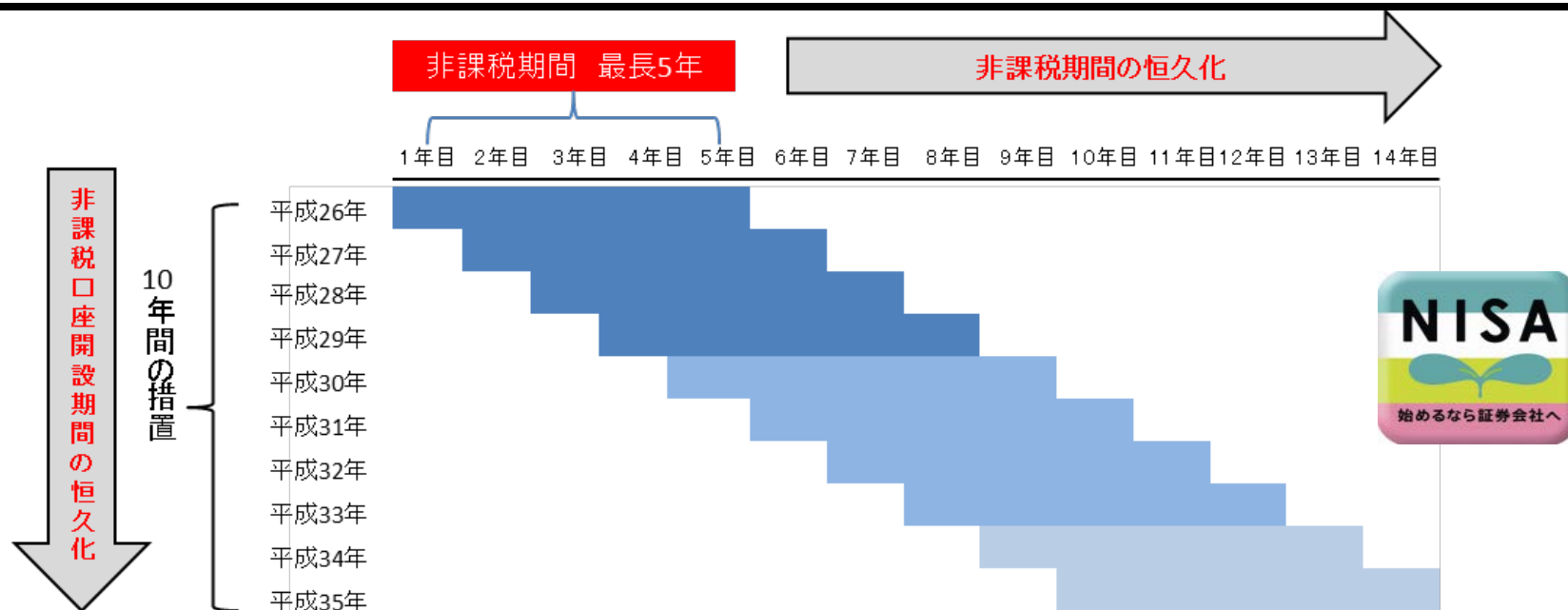
要望事項

- I 家計の自助努力による資産形成支援及びリスクマネー供給に係る税制措置等
- II 金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等
- III 経済の再生・拡大へつなげる世代間資産移転の促進に係る税制措置等
- IV 投資者の投資促進、利便性向上及び事務手続の効率化に係る税制措置等

1. NISAの恒久化、拡充及び簡素化

① NISAの普及・定着を図るために、非課税期間及び非課税口座開設期間を恒久化すること

- 教育資金や結婚資金、住宅取得資金、老後の備えなど国民の自助努力（資産形成）の本格的な支援のためには、恒久化が必須
- 英国では恒久化等により飛躍的にISA利用者が増加（国民の4割が利用）
- 中長期的には、ジュニアNISAを導入し、投資者の裾野拡大を図る



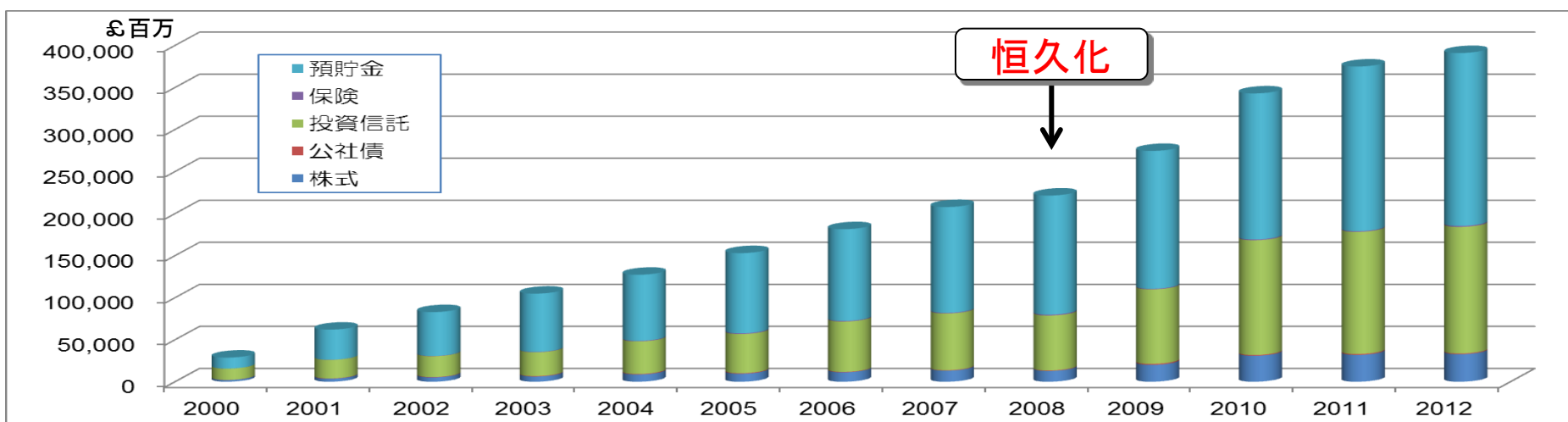
NISA(日本)とISA(英国)との比較

	NISA(日本)	ISA(英国)		<参考> ジュニアISA(英国)	
		株式型ISA	預金型ISA	株式型ISA	預金型ISA
口座開設者	20歳以上の居住者	18歳以上の居住者	16歳以上の居住者	18歳未満の居住者(希望者のみ)	18歳未満の居住者(希望者のみ)
口座開設期間	10年間 (平成26年～平成35年まで)	恒 久	恒 久	18歳になるまで (18歳になったらISAとなる)	18歳になるまで (18歳になったらISAとなる)
非課税期間	5年	恒 久	恒 久	18歳になるまで (18歳になったらISAとなる)	18歳になるまで (18歳になったらISAとなる)
対象商品	上場株式、公募株式投資信託	上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金等	預貯金、公社債投資信託(MMF等)	上場株式、公社債、投資信託、保険、預貯金等	預貯金、公社債投資信託(MMF等)
非課税対象	配当、譲渡益	利子(預貯金利子を除く)、配当、譲渡益等	利子	利子(預貯金利子を除く)、配当、譲渡益等	利子
年間拠出額	100万円	預金型ISAの2倍の拠出額 11,520ポンド (約178万円)	5,760ポンド (約89万円)	3,720ポンド (約57万円)	3,720ポンド (約57万円)
累積投資残高の上限	条件あり (最大500万円)	上限なし	上限なし	上限なし (但し18歳になるまで)	上限なし (但し18歳になるまで)
スイッチングの可否	できない	できる	できる	できる	できる

邦貨換算は1ポンド=155円

(参考) 英国のISA制度の沿革及びISAで保有する金融商品の残高

年	制度の沿革
1987（昭和62）年	PEP（Personal Equity Plan）導入（年間拠出限度額9,000ポンド）
1991（平成3）年	TESSA（Tax Exempt Special Savings Account）導入（年間拠出限度額9,000ポンド）
1999（平成11）年	PEPとTESSAが整理・統合され、ISA（Individual Savings Account:個人貯蓄口座）導入 — 2009（平成21）年までの時限措置とし、導入7年後に制度の効果を検証することとされた。
2001（平成13）年	16歳及び17歳の居住者も、預金型ISAの開設が可能に
2005（平成17）年	保険型ISAが株式型ISAに統合・整理
2007（平成19）年	英国財務省（Her Majesty's Treasury）によるISAの再評価
2008（平成20）年	株式型ISAと預金型ISAの2種類に簡素化、 制度の恒久化 、年間拠出限度額が引上げ（年間拠出限度額7,200ポンド）、預金型ISAから株式型ISAへの投資信託の移管が可能に
2009（平成21）年	年間拠出額が引上げ（年間拠出限度額10,200ポンド）
2011（平成23）年	年間拠出額が引上げ（年間拠出限度額10,680ポンド）、 <u>Junior ISA</u> が導入される。
2012（平成24）年	年間拠出額が引上げ（年間拠出限度額11,280ポンド）
2013（平成25）年	年間拠出額が引上げ（年間拠出限度額11,520ポンド）



（英国関税歳入庁資料に基づき日本証券業協会作成）

② 一年単位で、NISA口座を開設する証券会社等の変更を認めること

【現 行】

同一勘定設定期間内（4年間）は、
他の証券会社等でのNISA口座の開設はできない。

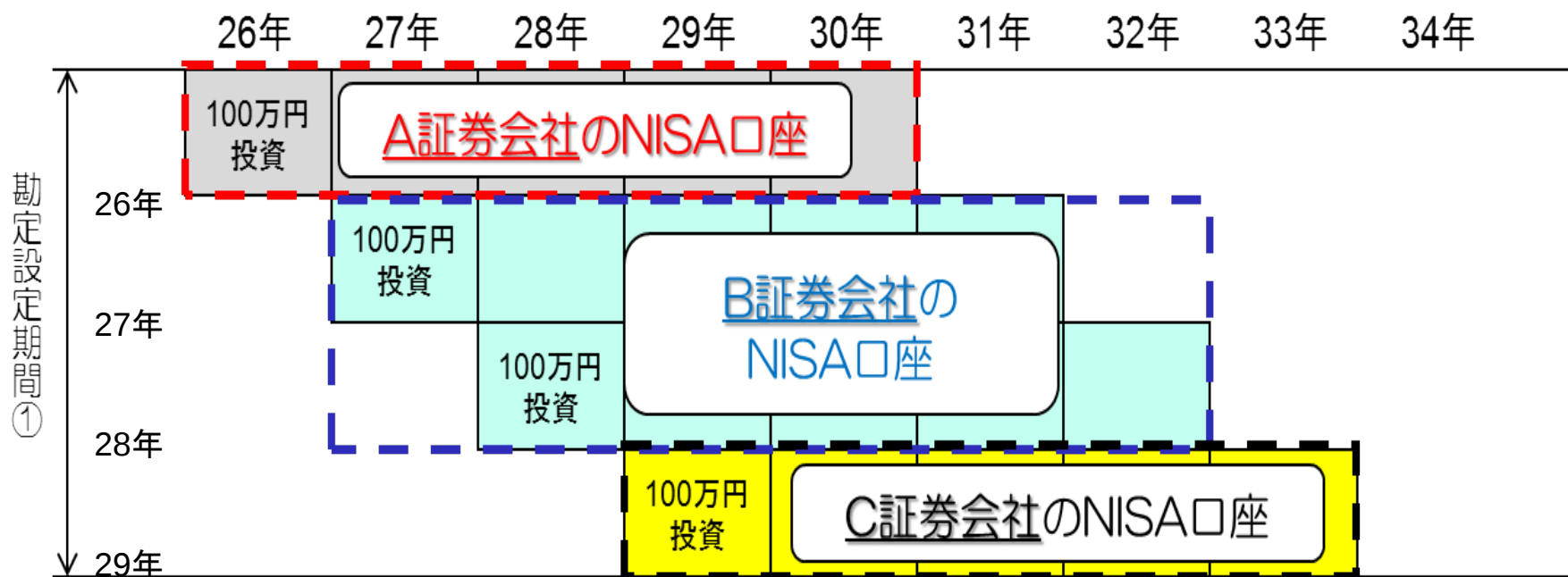


※ 勘定設定期間は、NISA口座を開設・設定できる期間で、次の3つに分かれています。

① 平成26年1月1日～29年12月31日、② 平成30年1月1日～33年12月31日、③ 平成34年1月1日～35年12月31日

【要 望】

一年単位で、NISA口座を開設する証券会社等の変更を認めること



- ③ 同一の勘定設定期間内においてNISA口座を廃止した後、翌年以降に再度NISA口座の開設を認めること

【現
行】

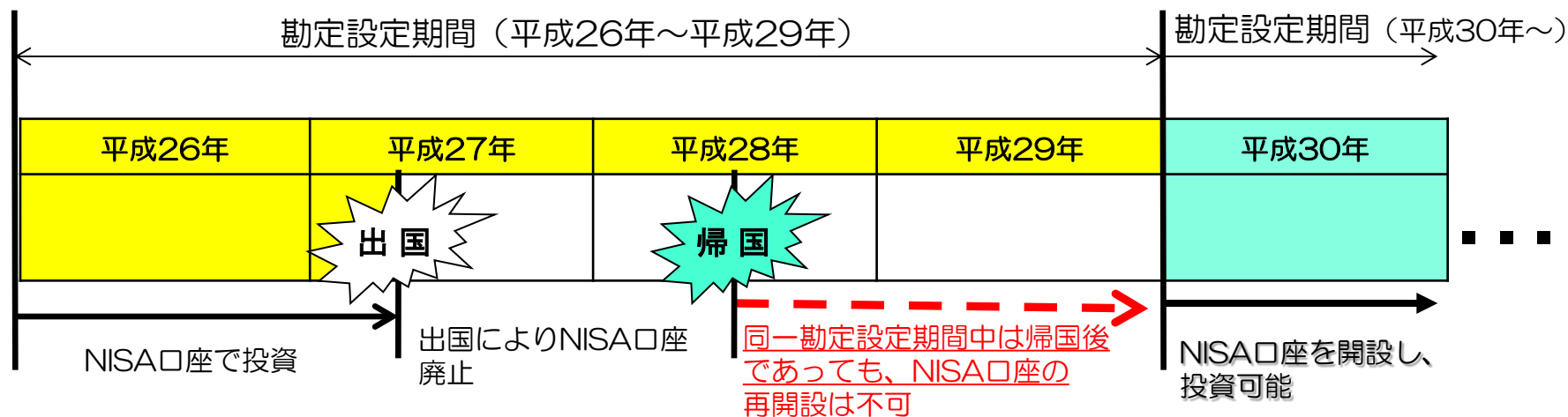
一旦、海外転勤等でNISA口座が廃止されると、同一勘定設定期間（4年間）経過後でなければ、NISA口座が再開設できない。

【要
望】

一旦、NISA口座を廃止した場合でも、その廃止後の翌年以降に、NISA口座の再開設を認めること

(例)海外転勤

【現
行】



【要
望】

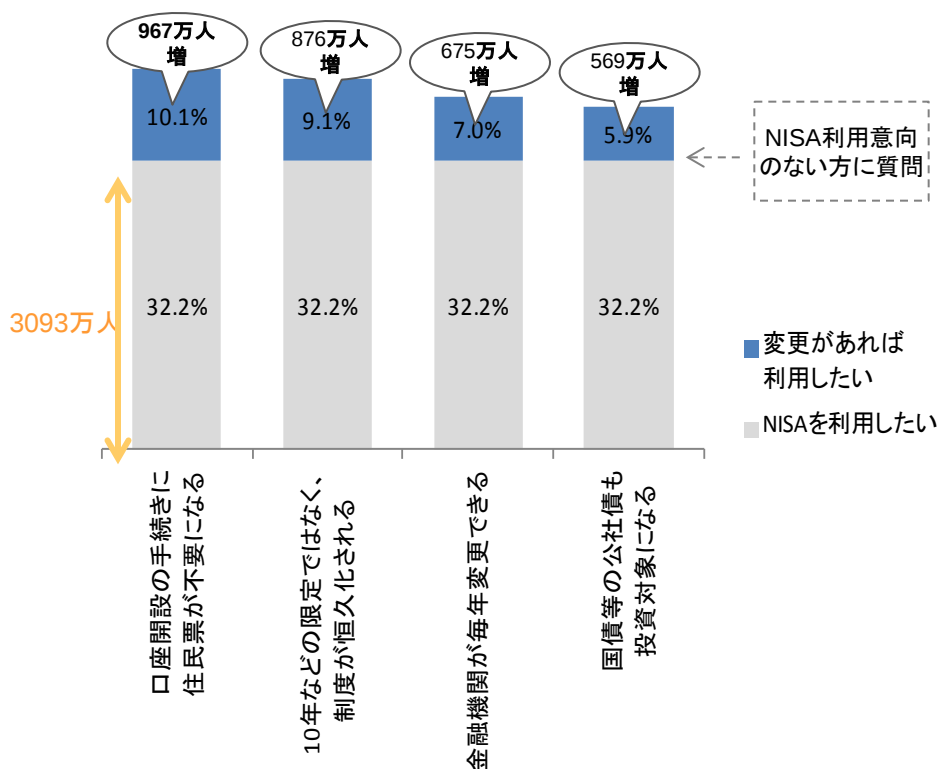


(参考)NISAの使いづらい点/改善による利用意向者の増加の可能性

- NISAの利用意向のない方では、「住民票提出が不要」「恒久化」などの改善で利用者となり、5～10%程度増加する可能性がある
- NISAの利用意向がある方では、使いづらい点は「わかりにくい」という回答が最も多く、次いで「金融商品の買い替えができない」「金融機関の変更ができない」「住民票を提出しなければならない」が多い

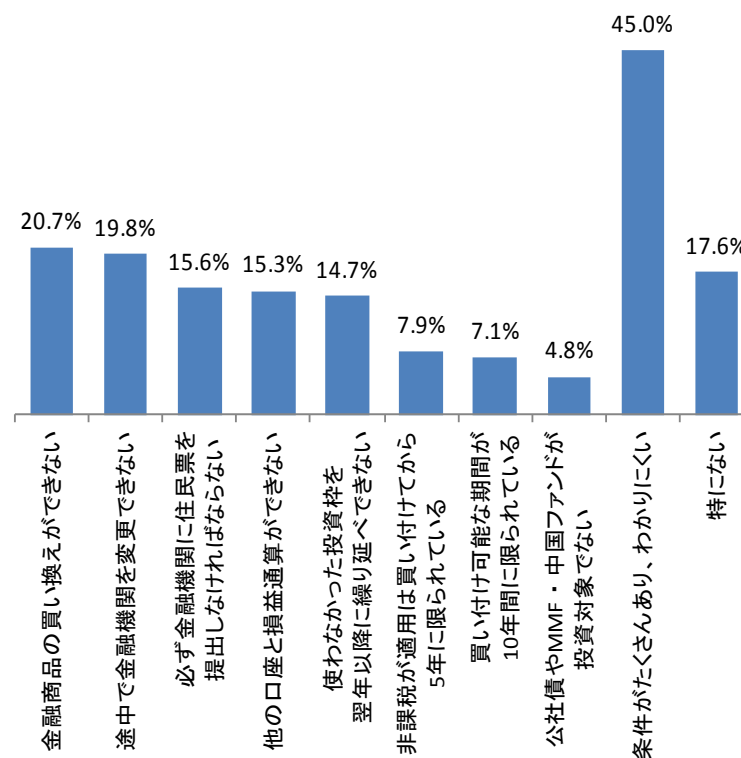
改善による利用意向者の増加

<複数回答>



NISA利用意向のある方の使いづらい点

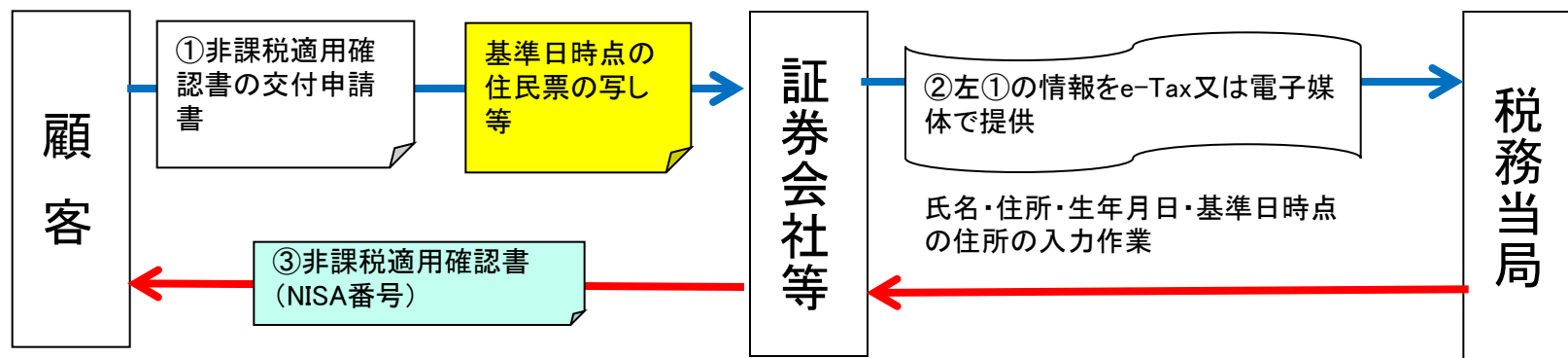
<複数回答>



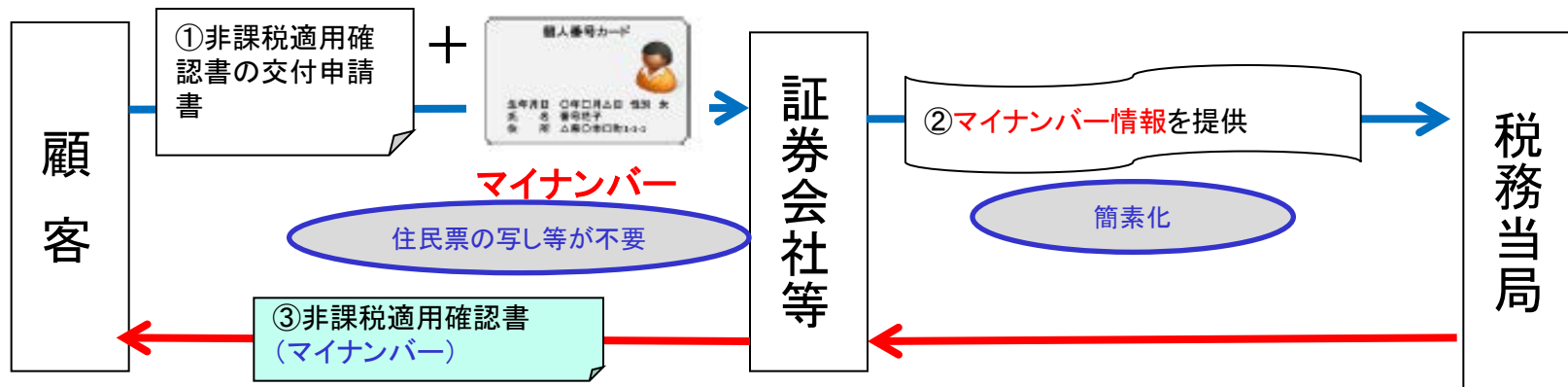
出所) 民間シンクタンク資料

- ④ 個人番号（マイナンバー）による重複口座確認を行い、住民票の写し等の提出を不要とし、非課税適用確認書の申請事項の提供を簡素化すること。また、整理番号（NISA番号）を廃止すること。

【現行】



【要望】



※ 平成25年5月31日、マイナンバー法公布。平成28年1月から利用開始予定。

2. 新規・成長企業の支援や事業再編等の円滑化

日本再興戦略 -JAPAN is BACK- を支援するための税制措置

- ① 法人版エンジェル税制を創設すること。また、現行のエンジェル税制の運用改善等を図ること

法人版エンジェル税制の創設

事業会社・金融機関



税制優遇措置
(損金算入)

出資

認定ベンチャー
ファンド※

資金供給

ベンチャー企業



※産業競争力強化法(仮称)で認定

現行制度の運用改善

【現 行】

税制優遇措置を受けるためのベンチャー企業認定申請に係る手続きがわかりづらく煩雑。



【要 望】

申請に係る手続きを簡素化し、手続負担を軽減する。

② 我が国の経済成長を担う新興企業の成長を支援する観点から、新興企業への投資に対する優遇税制措置を講じること

③ 自社株式等を対価とした公開買付けに係る課税繰延措置及び特定口座への受け入れ措置を講じること

(参考)日本再興戦略 -JAPAN is BACK-

「成長への道筋」に沿った主要施策例

・民間の力を最大限引き出す

→新陳代謝とベンチャーの加速

①民間投資を拡大し、事業再編を進める

・事業再編を推進する企業に対する税制措置を検討し、必要な措置を講じる。

②新事業を創出する

・現行のエンジェル税制を使い勝手の良いものに改善し、民間企業等の資金を活用したベンチャー企業への投資を促す方策を検討し、必要な措置を講じる。大企業からの独立(スピンオフ)や地域のリソースを活用した起業・創業も強力に推進する。

「日本産業再興プラン」

→内外の資源を最大限に活用したベンチャー投資・再チャレンジ投資の促進

○個人によるベンチャー投資の促進(エンジェル税制の運用改善等)

○民間企業等によるベンチャー投資の促進

○資金調達の多様化(クラウド・ファンディング等)

○既存企業の経営支援の活用(スピンオフ・カーブアウト支援、オープンイノベーション)

金融・資本市場の活性化

○金融・資本市場活性化策の検討

3. 譲渡損失の繰越控除期間の延長

○ 上場株式等及び公募株式投資信託の譲渡損失の繰越控除期間（現行3年間）を延長すること

	日 本	アメリカ	イギリス	フランス	ドイツ
損益通算の範囲	<u>上場株式等の配当・譲渡所得</u> - 上場株式の損失 - 公募株式投資信託の損失 <平成28年1月以降> - 公社債の損失 - 公募公社債投資信託の損失 <u>デリバティブ取引の雑所得</u> - 有価証券デリバティブ取引の損失 - 金融デリバティブ取引の損失 - 商品デリバティブ取引の損失 上場株式等の無価値化損失は、株式等の譲渡所得の範囲内で通算が可能 預金のペイオフ損失、公社債のデフォルト損失は、他の所得との通算不可	<u>譲渡所得</u> - 株式の損失（無価値化損失を含む） - 投資信託の損失 - 公社債の損失（デフォルト損失を含む） - 不動産の損失 - デリバティブ取引の損失 <u>通常所得（注1）</u> - 預金のペイオフ損失 - 為替差損 譲渡損失と通常所得との通算は、年間3,000ドルを上限として可能	<u>譲渡所得（株式・不動産）</u> - 株式の損失（無価値化損失を含む） - 投資信託の損失 - 不動産の損失 - デリバティブ取引の損失 - 為替差損 公社債の譲渡損失はないものとされるため、通算不可 預金のペイオフ損失、公社債のデフォルト損失は、他の所得との通算不可	<u>譲渡所得（有価証券等）（注2）</u> - 株式の損失（無価値化損失を含む） - 投資信託の損失 - 公社債の損失（デフォルト損失を含む）	<u>金融所得（注3）</u> - 株式の損失（無価値化損失を含む）（注4） - 投資信託の損失 - 公社債の損失（デフォルト損失を含む） - デリバティブ取引の損失 - 預金のペイオフ損失 - 為替差損
繰越控除	上場株式等、デリバティブ取引の損失は、それぞれの範囲で 3年間 繰越が可能	譲渡所得の損失は 無期限 で繰越が可能	譲渡所得（株式・不動産）の範囲内で 無期限 で繰越が可能	金融所得の範囲内で 無期限 の繰越可能	譲渡所得（有価証券等）の範囲内で 10年間 の繰越が可能

（注1）通常所得は、給与、事業、利子、配当、雑所得をいう。

（注2）デリバティブ取引の損失、預金のペイオフ損失、為替差損の取扱いについては、明確な規定が存在しないため、事象ごと個別に判断する必要があるとされている。

（注3）金融所得は、利子所得、配当所得、株式の譲渡所得、デリバティブ取引等に係る譲渡所得等を含む。

（注4）株式の譲渡損失は、株式の譲渡所得とのみ損益通算が可能。

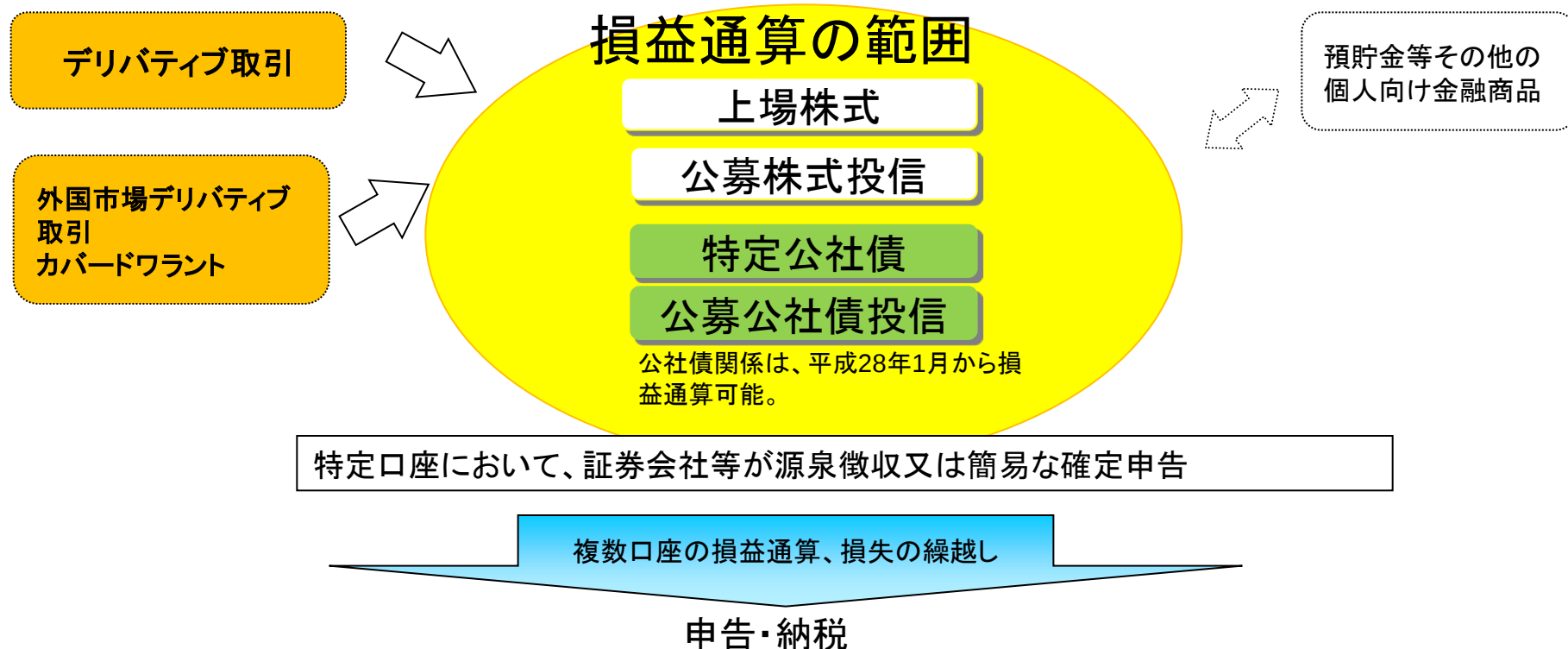
4. 確定拠出年金制度の拡充

- ① 確定拠出年金に係る特別法人税を撤廃すること【日切れ】
- ② いわゆるマッチング拠出の上限を撤廃すること
- ③ 拠出限度額の水準を引き上げること
- ④ 加入対象者を拡大すること
- ⑤ 困窮時に加入者が一時的に引き出せる措置を導入すること等、
中途引出し要件を緩和すること

Ⅱ 金融資産に対する簡素で分かりやすく中立的な税制を目指す金融所得課税一体化に係る税制措置等

1. 金融所得課税一体化の促進等

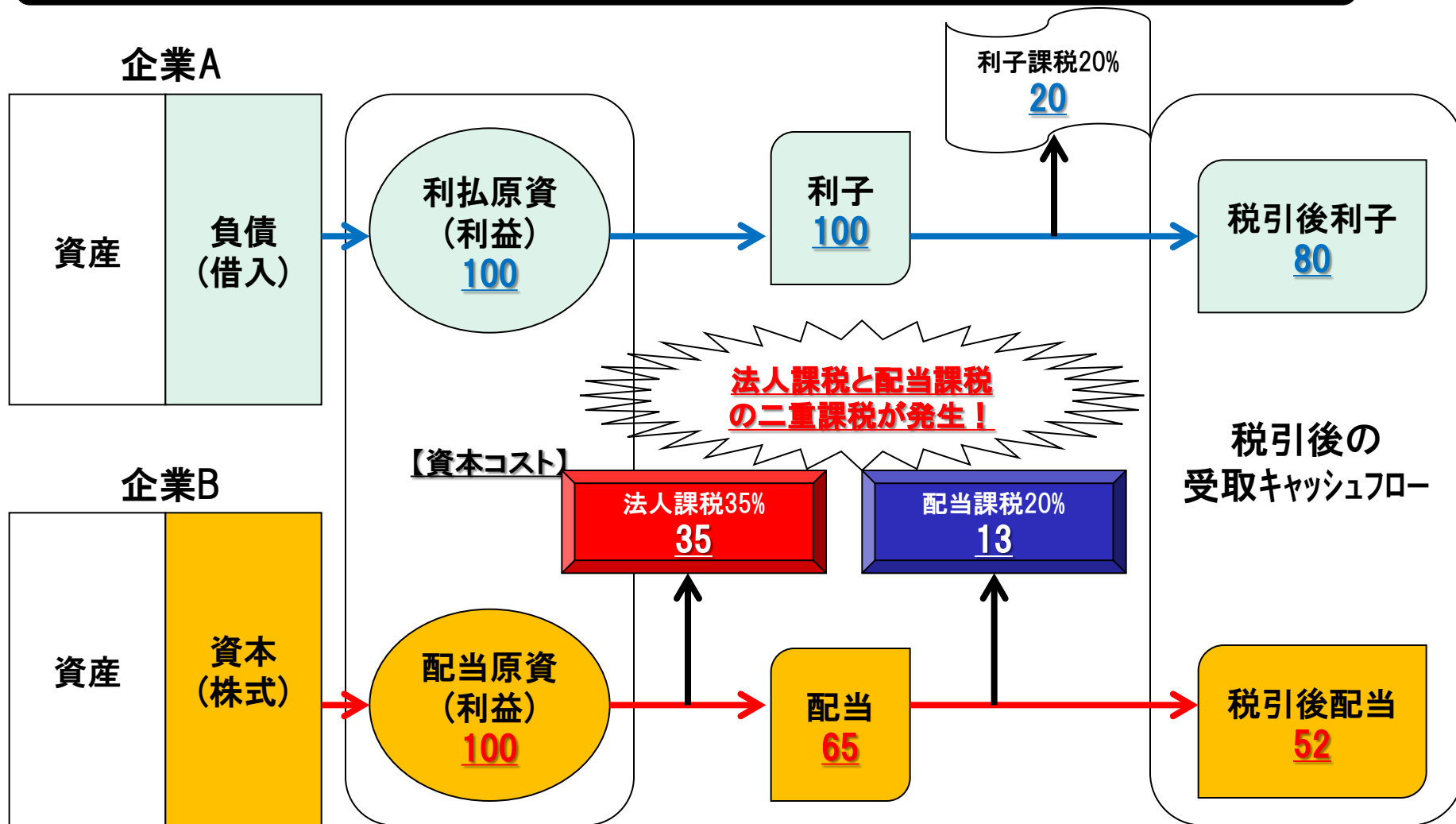
- ① デリバティブ取引及び預貯金に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算の範囲の拡大を図り、損失の繰越控除を認めること
- ② 特定口座においてデリバティブ取引に係る損益通算を認めること



【留意点】

- 実施に当たっては、投資者及び証券会社等が対応可能な簡素な仕組みとするとともに、実務面に配慮し準備期間を設けること

③ 配当の二重課税の調整を図る措置を講じること



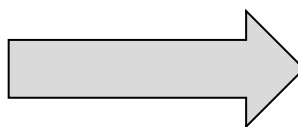
1. 世代間の資産移転の促進

- 世代間の資産移転の促進のため、祖父母等（贈与者）が購入した上場株式等で、当該贈与者において3年以上保有されたものを子・孫等（受贈者）に贈与した場合には、当該受贈者1人につき1,000万円までの価額については、贈与税を課さないものとする

祖父母・父母等
（贈与者）



資産移転



子・孫等
（受贈者）



上場株式等

上場株式等を新規に購入し、
3年以上保有

1,000万円まで贈与税非課税

2. 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の恒久化、「個人奨学金口座制度(仮称)」の創設

- 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置を恒久化するとともに、同制度の贈与枠を活用し、運用益等を非課税とする「個人奨学金口座制度(仮称)」を創設すること

3. 相続・贈与税の評価額の見直し

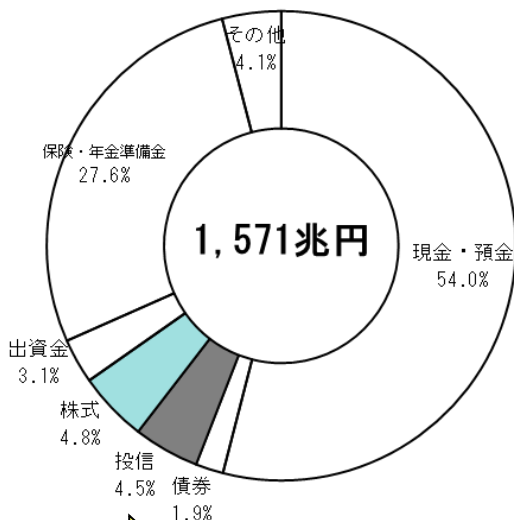
- 株式及び株式投資信託の相続・贈与について、その評価額を「現行制度の70%相当額」、「課税時期から起算して1年前の日までのうち最も低い最終価格」等を選択できるような措置等を講じること

→不動産の相続税評価額は時価を大幅に下回る価額で評価されている。

1. 特定口座制度等の利便性向上
2. 投資信託・投資法人制度の拡充
3. 国際的な金融取引の円滑化
4. 社会保障・税に関わる番号制度の導入に伴う税務分野での利用促進
5. その他

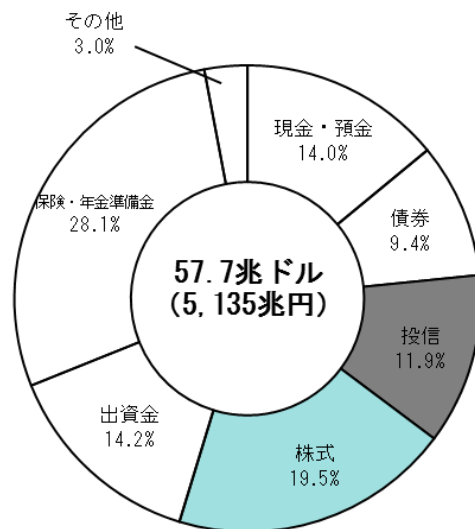
(参考) 個人金融資産の国際比較

日本(2013年3月末)



<株式・投資・債券の割合>
日本:11.2%

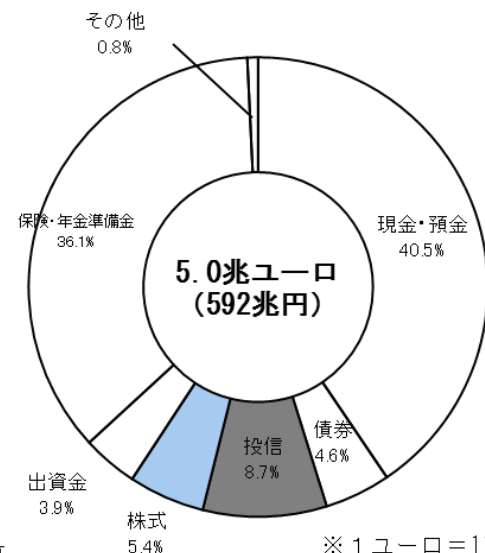
米国(2013年3月末)



※ 1 ドル=89円で換算

<株式・投資・債券の割合>
米国:40.8%

ドイツ(2013年3月末)



※ 1 ユーロ=118.37円で換算

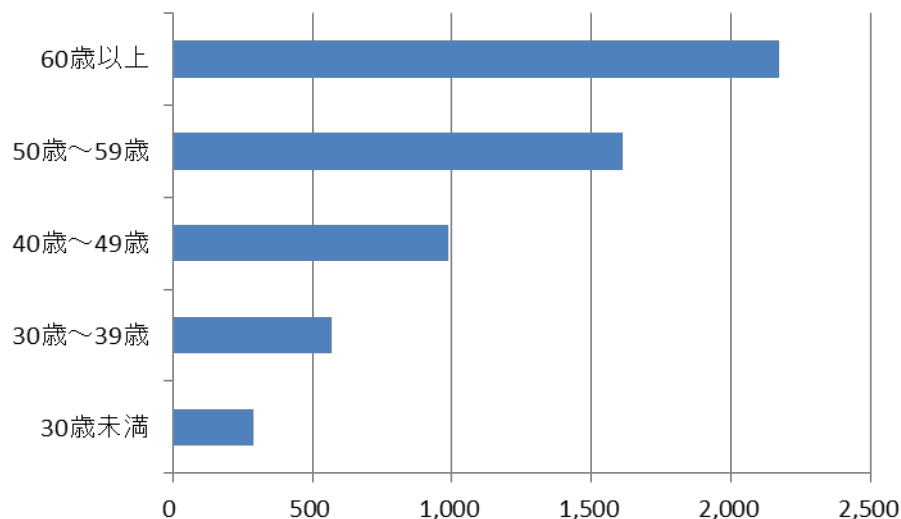
<株式・投資・債券の割合>
ドイツ:18.7%

(出所) 日本:「資金循環統計」日本銀行、米国「Flow of Funds Accounts of the United States」(FRB)、ドイツ「Financial Accounts for Germany」(Deutsche Bundes bank)

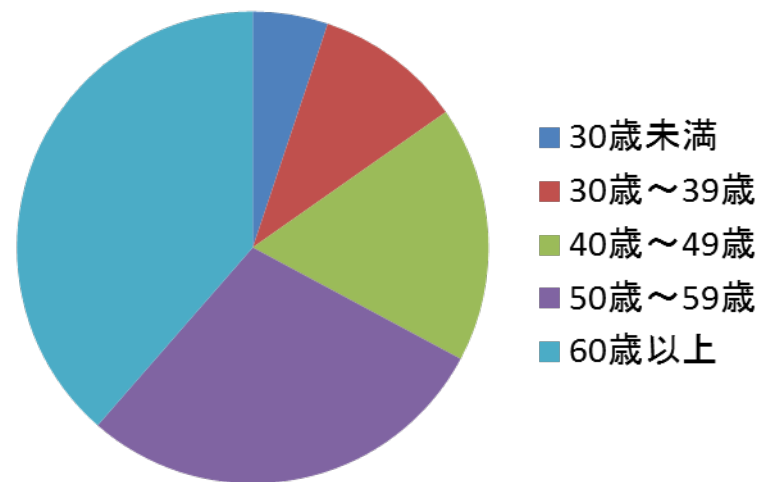
(参考) 各世代の貯蓄状況

勤労者世帯の貯蓄状況（平成24年）

世代ごとの平均貯蓄金額（単位：万円）



各世代の平均貯蓄金額の割合



貯蓄現在高詳細データ

(単位：万円)

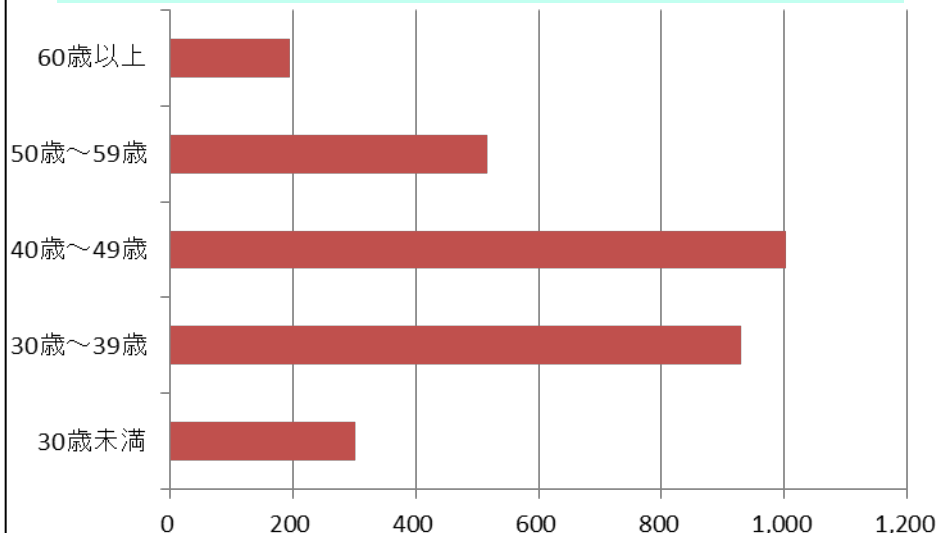
30歳未満	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上
290	569	988	1,609	2,171

世代ごとの貯蓄現在高を見ると、**年齢階級が高くなるに従って貯蓄現在高が多くなっている**ことがわかる。

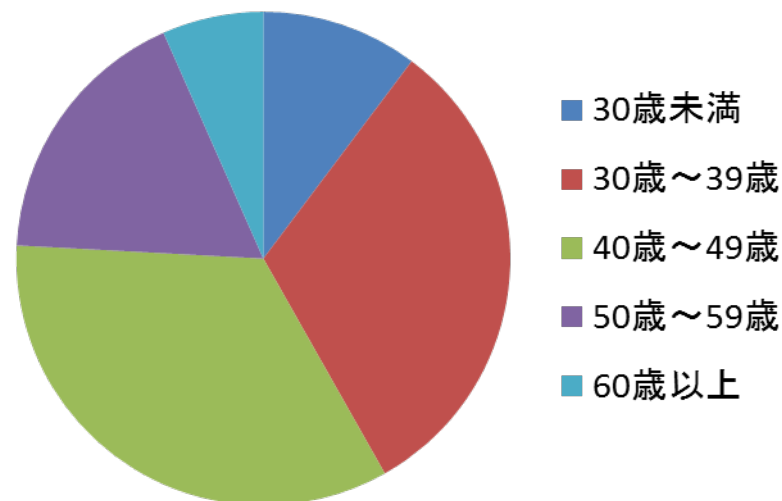
データ出典：総務省統計局 「家計調査報告（貯蓄・負債編）－平成24年平均結果速報－（二人以上の世帯）」

勤労者世帯の負債状況（平成24年）

世代ごとの平均負債金額（単位：万円）



各世代の平均負債金額の割合



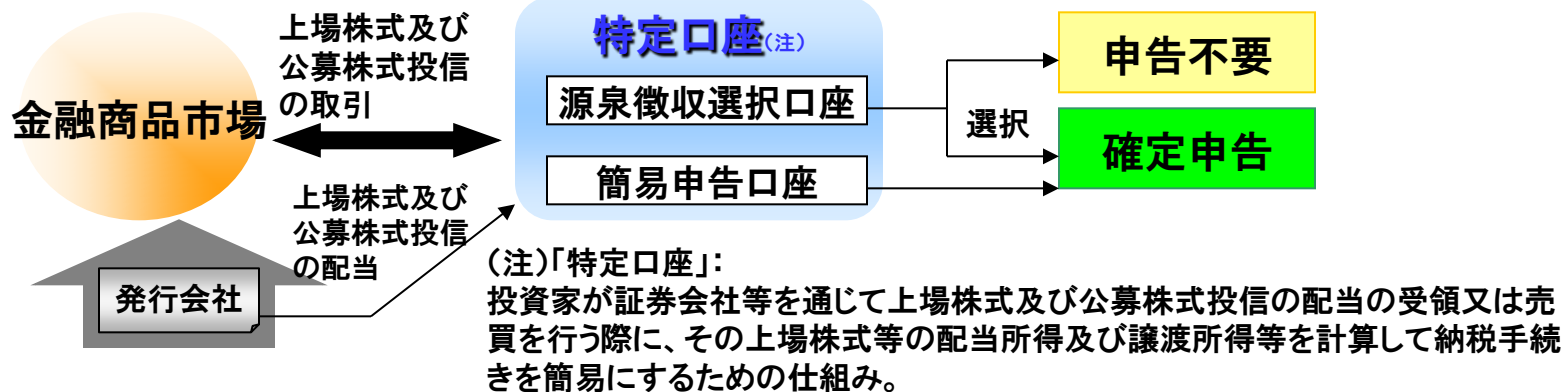
負債現在高詳細データ

(単位：万円)

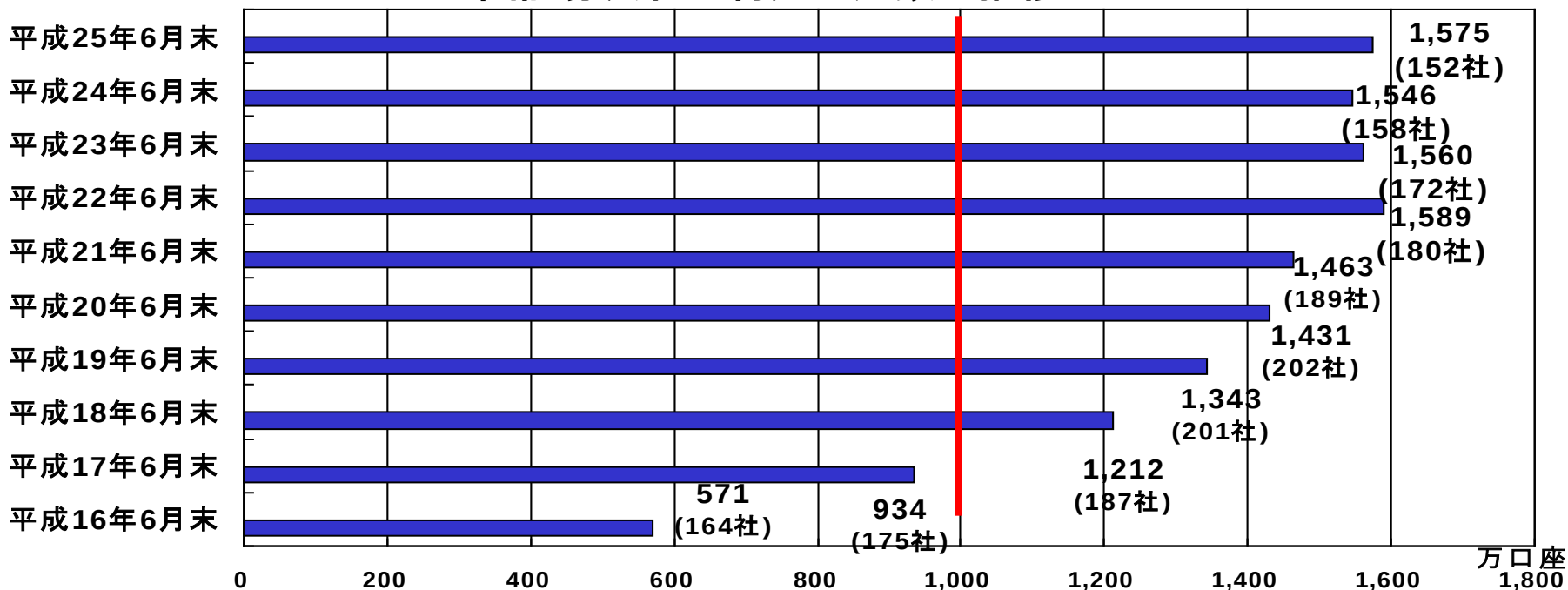
30歳未満	30歳～39歳	40歳～49歳	50歳～59歳	60歳以上
302	929	1,002	516	195

世代ごとの負債現在高を見ると、40～49歳までは年齢階級が高くなるに従って高くなっているが、40～49歳をピークにそれ以降は低くなっている。

データ出典：総務省統計局 「家計調査報告（貯蓄・負債編）－平成24年平均結果速報－（二人以上の世帯）」



全国証券会社の特定口座数の推移について





日本証券業協会
Japan Securities Dealers Association

個人投資家の証券投資に関する意識調査 (結果概要)

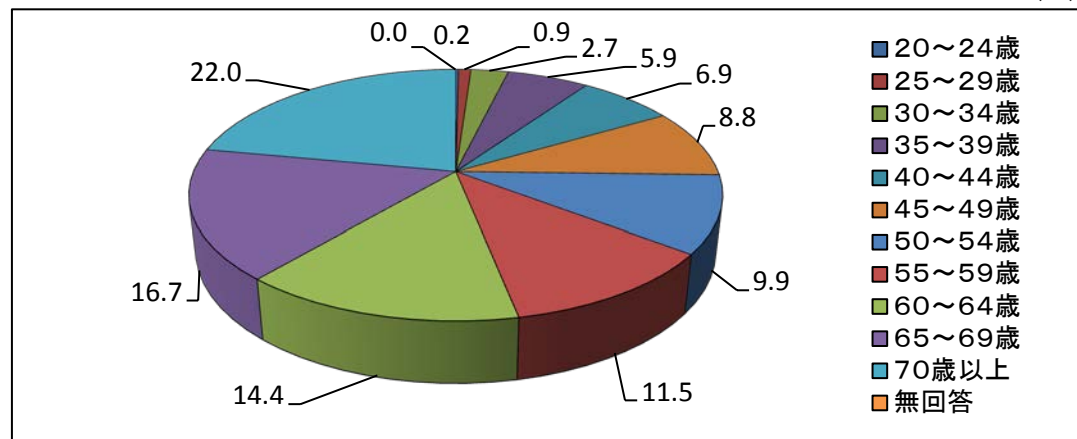
平成25年9月17日
日本証券業協会

《調査概要》

- ①調査地域：日本全国
- ②調査対象：20歳以上の証券保有者
- ③サンプル数：2300（うち、回収1108）
- ④調査方法：郵送調査
- ⑤調査実施時期：平成25年8月1日～8月12日

1. 個人投資家の年齢層と年収

① 個人投資家(回答者)の年齢層

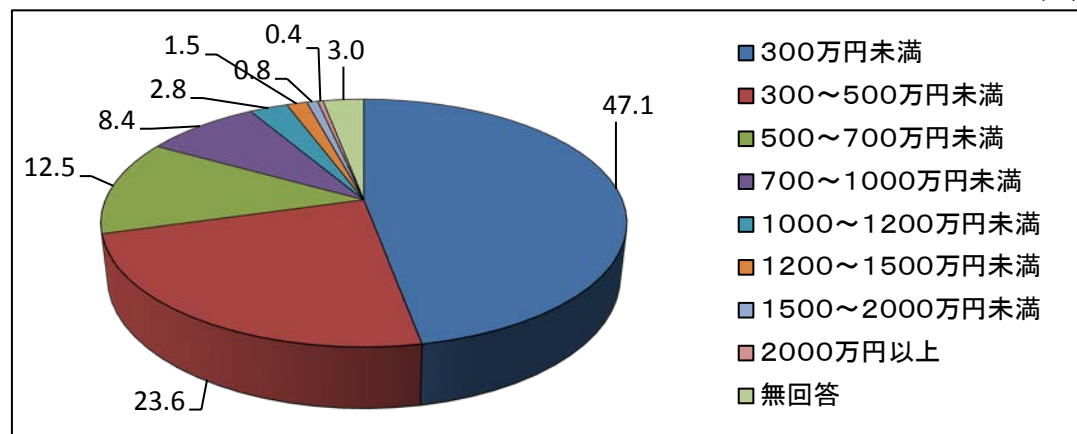


N=1108

個人投資家(本調査の回答者)の過半数(53.1%)は60歳以上のシニア層。

※ 昨年の調査では、60歳以上の個人投資家の割合は49.0%。

② 個人投資家の年収



N=1108

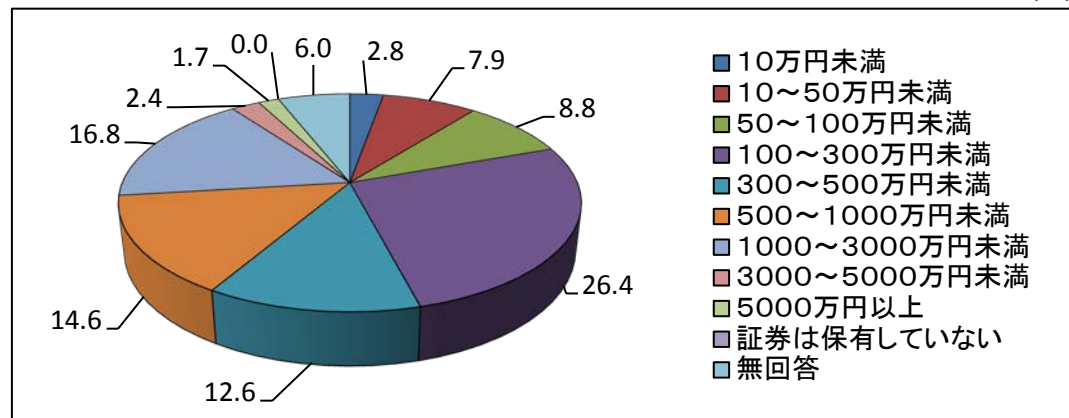
個人投資家の年収は、300万円未満が47.1%と最も高く、約7割(70.7%)が年収500万円未満。

※ 昨年の調査では、年収が300万円未満の個人投資家は48.3%、500万円未満の投資家は71.1%。

2. 個人投資家の証券、株式の保有額

① 個人投資家の証券(株式、投資信託、公社債)保有額(時価)

(%)



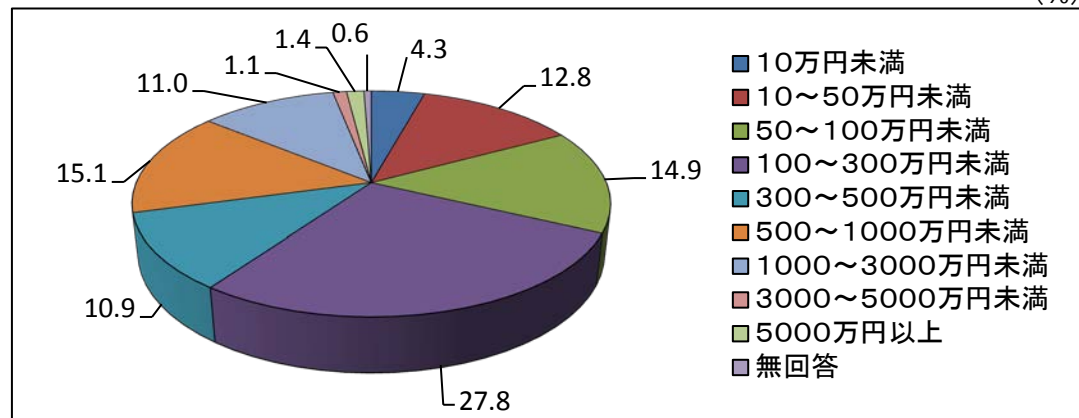
N=1108

個人投資家の証券保有額は、「100~300万円未満」が26.4%と最も高く、7割超(73.1%)が保有額1,000万円未満。

※ 昨年の調査では、個人投資家の証券保有額は、「100~300万円未満」が25.3%と最も高く、保有額1,000万円未満は75.3%。

② 個人投資家の株式保有額(時価)

(%)



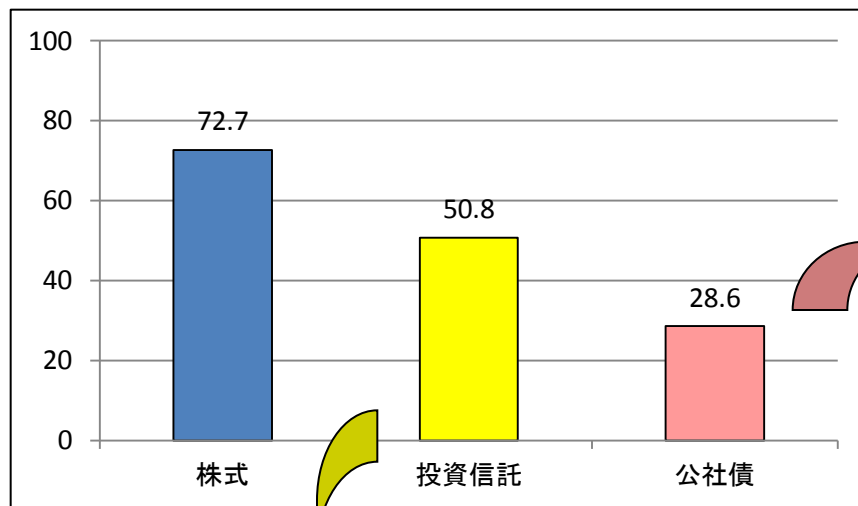
N=806

個人投資家の株式保有額は、「100~300万円未満」が27.8%と最も高く、約7割(70.7%)が保有額500万円未満。

※ 昨年の調査では、個人投資家の株式保有額は、「100~300万円未満」が31.3%と最も高く、保有額500万円未満は78.5%。

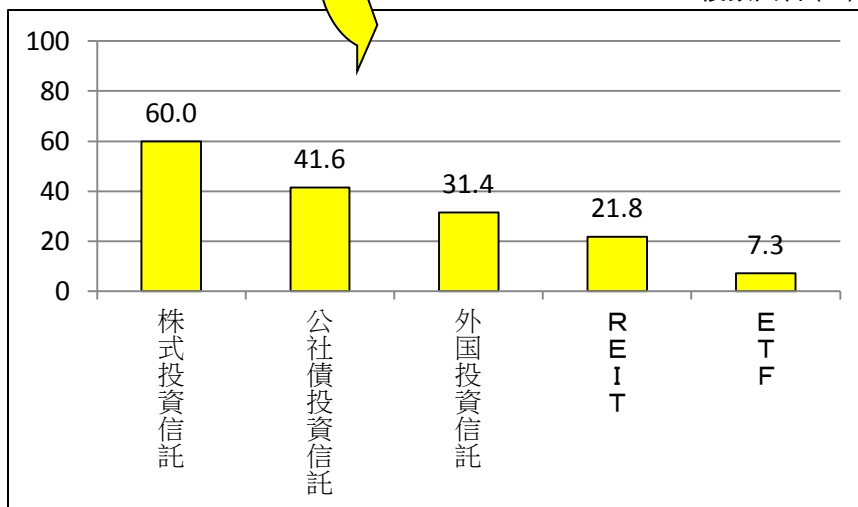
3. 個人投資家の証券の保有状況

複数回答 (%)



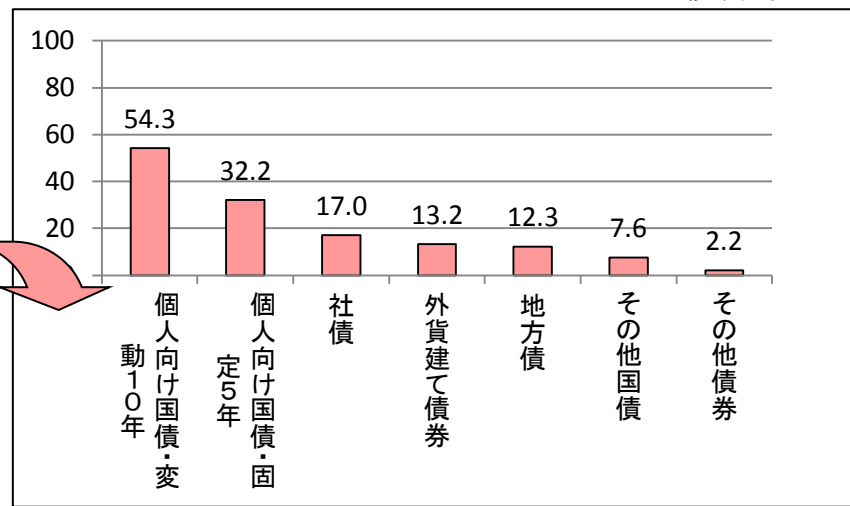
N=1108

複数回答 (%)



N=536

複数回答 (%)



N=317

証券保有者の72.7%が株式を保有し、50.8%が投資信託を保有している。

投資信託では株式投資信託が約6割と最も保有率が高い。

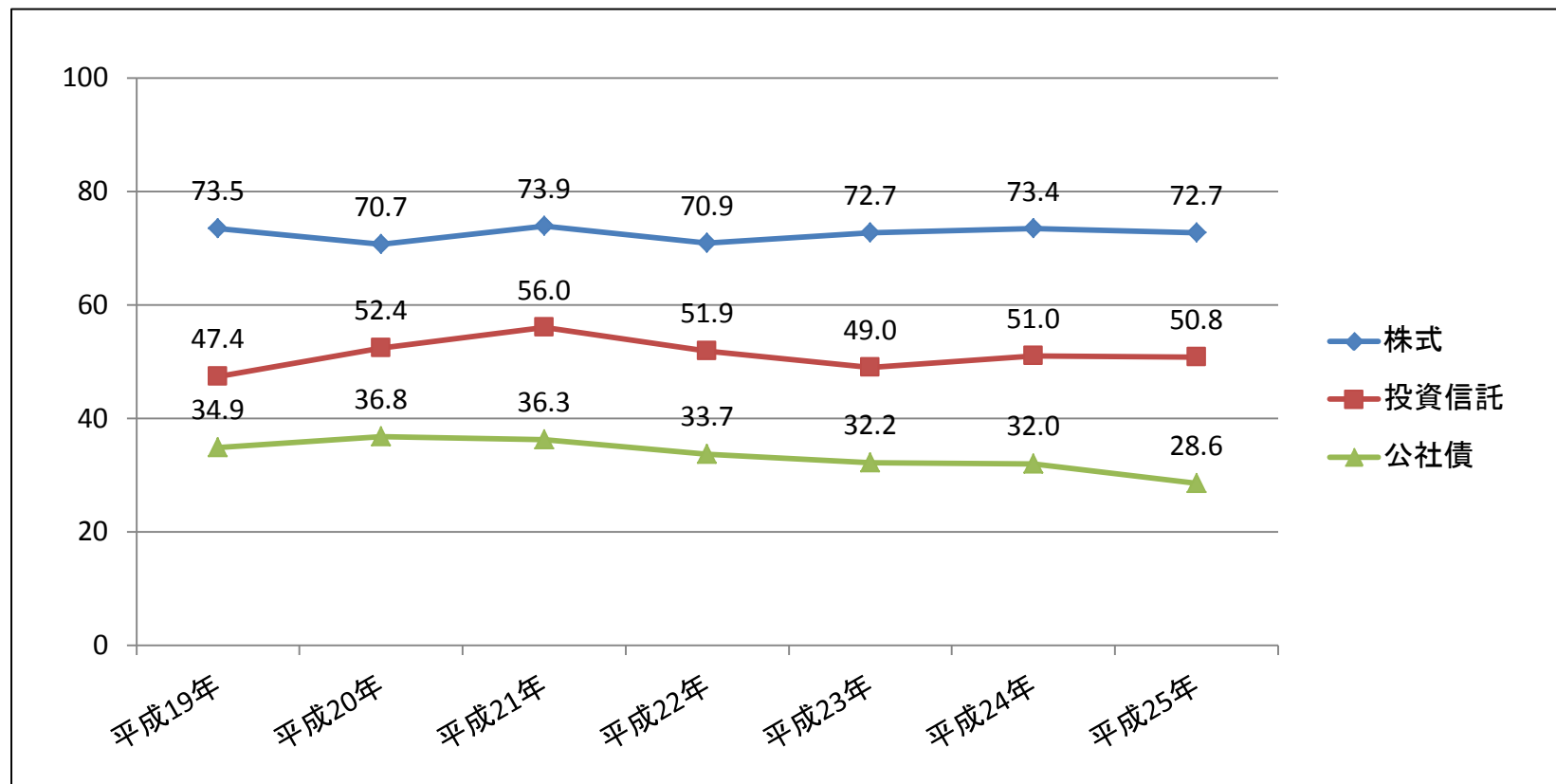
また、証券保有者のうち28.6%が公社債を保有しており、個人向け国債(変動10年、固定5年)の保有比率が高い。

【昨年調査】

株式・・・73.4% 投資信託・・・51.0% 公社債・・・32.0%

4. 個人投資家の証券の保有状況の推移

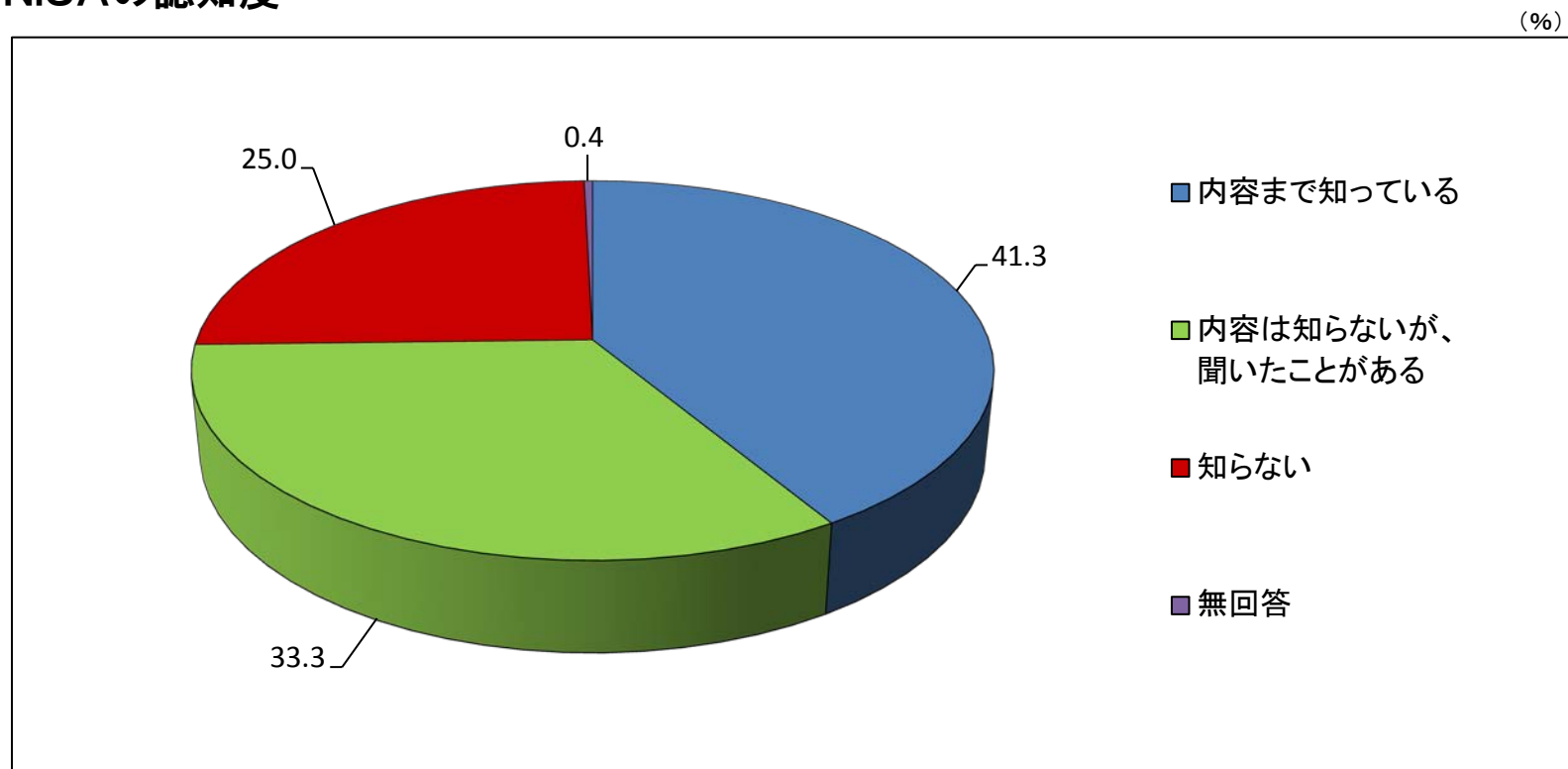
(%)



個人投資家の証券の保有状況は、平成19年以降、公社債にはわずかながら減少傾向が見られるものの、全体的に大きな変化はない。

5. NISAについて①

○ NISAの認知度



N=1108

NISAについて、「内容まで知っている」が41.3%と最も多く、「内容は知らないが、聞いたことがある」が33.3%、「知らない」が25.0%となっている。

【昨年調査】

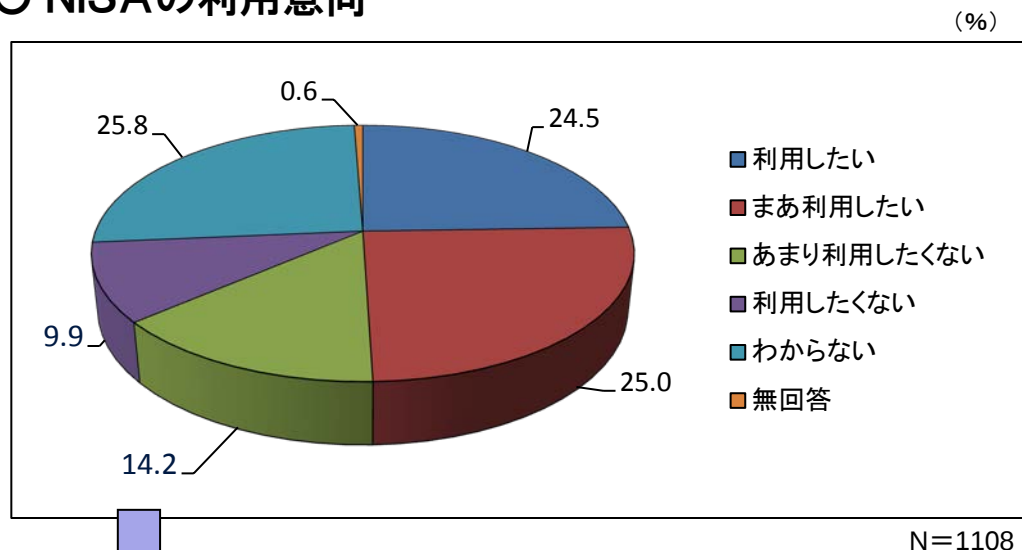
「内容まで知っている」・・・1.2%

「内容は知らないが、聞いたことがある」・・・15.5%

「知らない」・・・83.1%

6. NISAについて②

○ NISAの利用意向



NISAを「利用したい」、「まあ利用したい」(合計49.5%)が、「あまり利用したくない」、「利用したくない」(合計24.1%)を上回る。

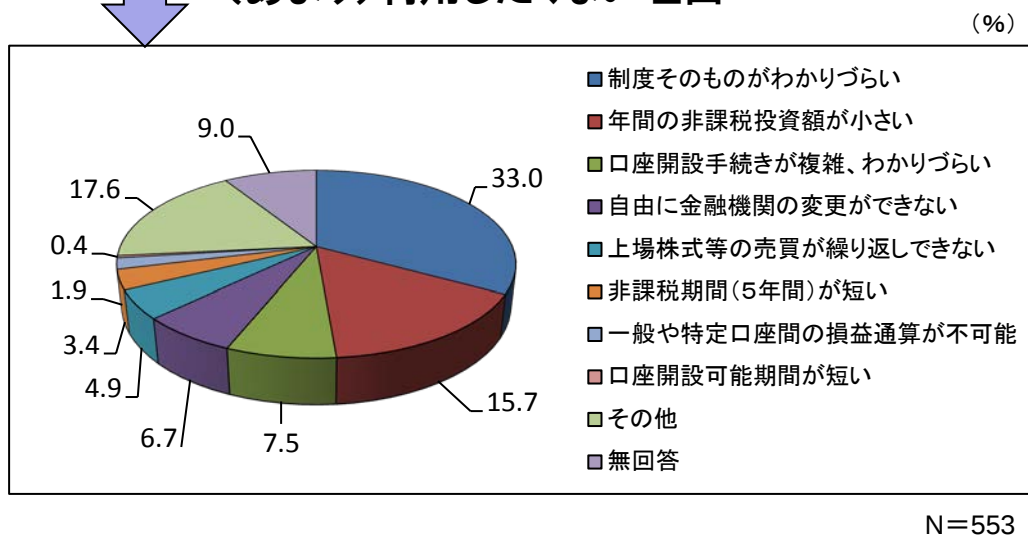
【昨年調査】

「利用したい」、「まあ利用したい」合計・・・41.6%

「利用したくない」、「あまり利用したくない」合計・・・16.3%

「わからない」・・・41.8%

(あまり)利用したくない理由

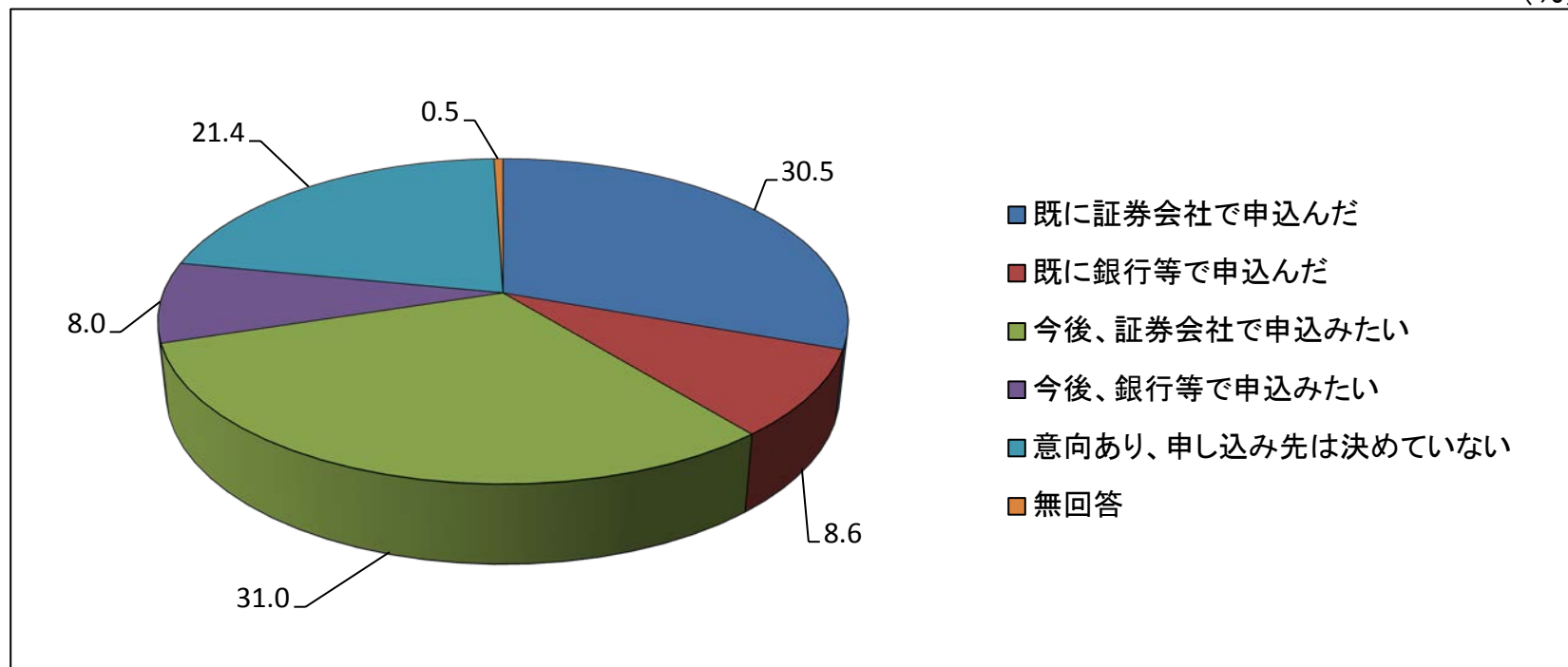


NISAを「(あまり)利用したくない」理由は、「制度そのものがわかりづらい」が33.0%と最も多く、「年間の非課税投資額が小さい」(15.7%)が続く。

7. NISAについて③

○ NISAを(まあ)利用したい方の動向

(1) NISA口座の開設申込状況



N=548

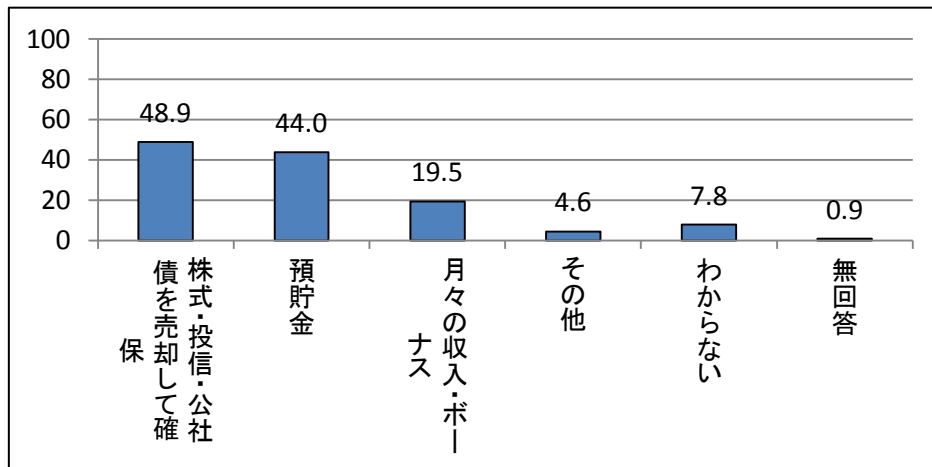
NISA口座の開設について、既に申込んだ方は証券会社で30.5%、銀行等で申込んだ方は8.6%となっている。今後の申込意向は、証券会社で31.0%、銀行等で8.0%となっている。

一方、未だ申込み先を決めていない方が21.4%であった。

8. NISAについて④

(2) NISA口座での金融商品購入資金

複数回答(%)



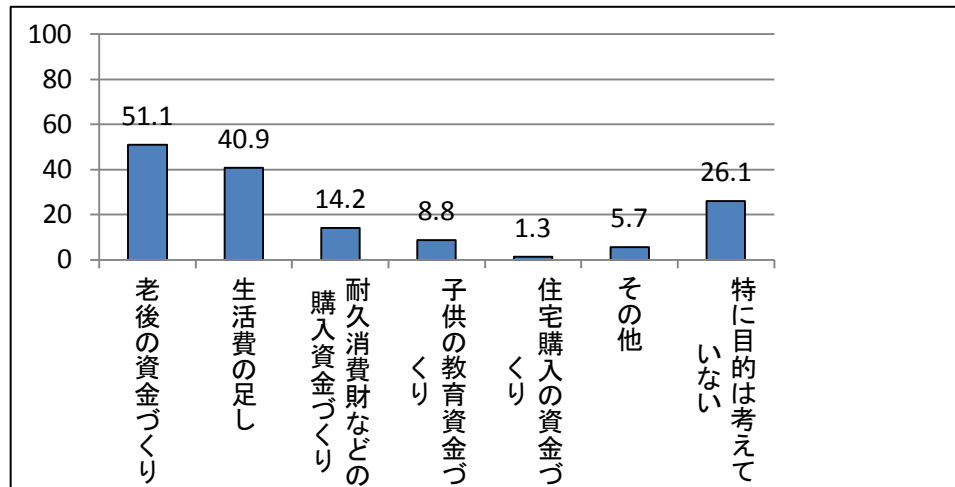
N=548

NISAの購入資金は、「預貯金」が44.0%、「月々の収入・ボーナス」が19.5%であった。

一方、「株式・投信・公社債の売却・乗換え」が48.9%であった。

(3) NISAの利用目的

複数回答(%)



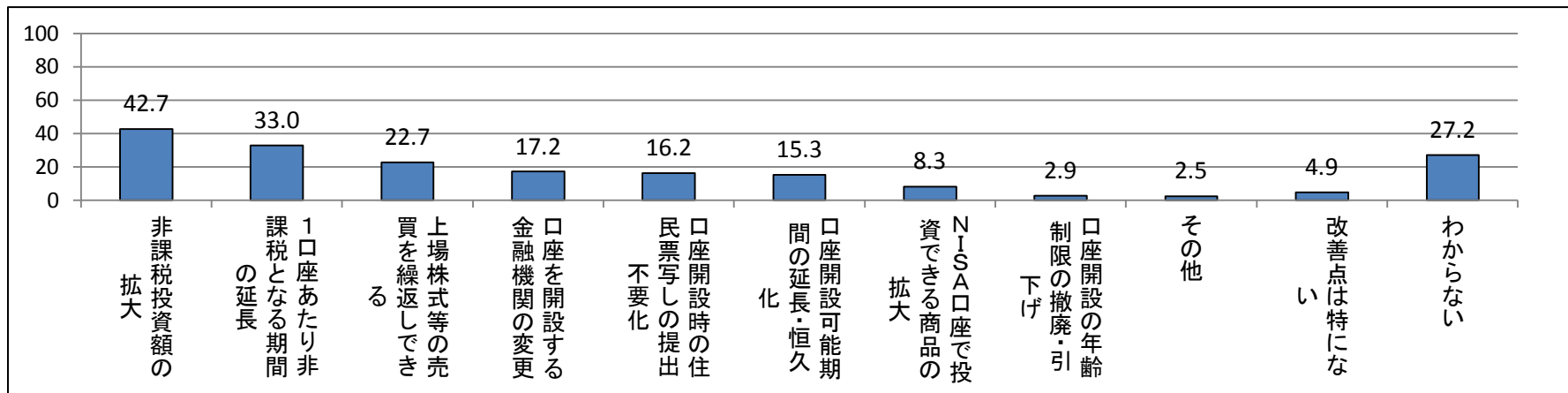
N=548

NISAの利用目的は、「老後の資金づくり」が51.1%と最も多く、次いで「生活費の足し」(40.9%)で、「特に目的は考えていない」は26.1%であった。

9. NISAについて⑤

○ NISAの改善すべき点について

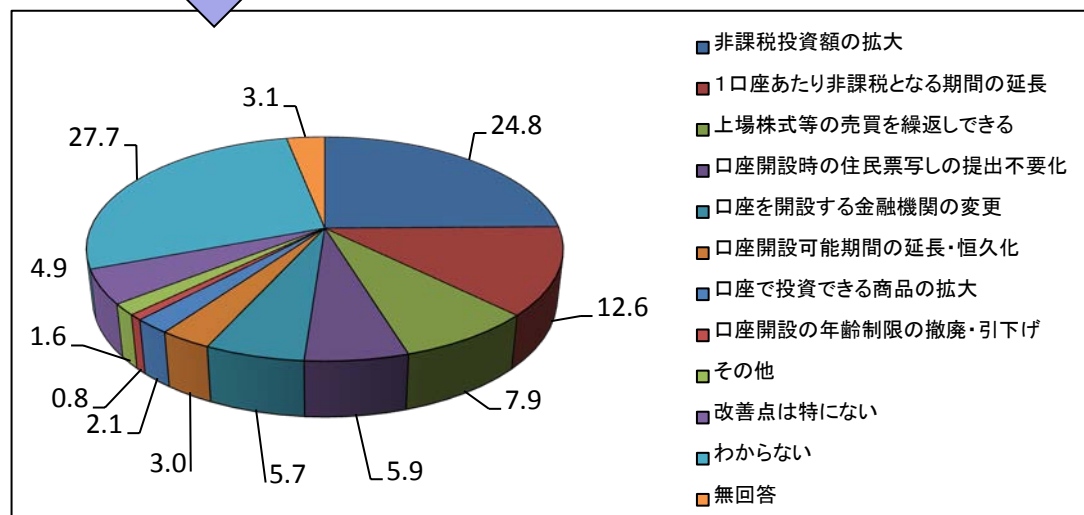
複数回答 (%)



N=1108

うち最も改善すべき点については…

(%)



N=1108

NISAの今後改善すべき点は、「非課税投資額の拡大」が最も多く、「1口座あたり非課税となる期間の延長」、「上場株式等の売買を繰返しできる」が続く。

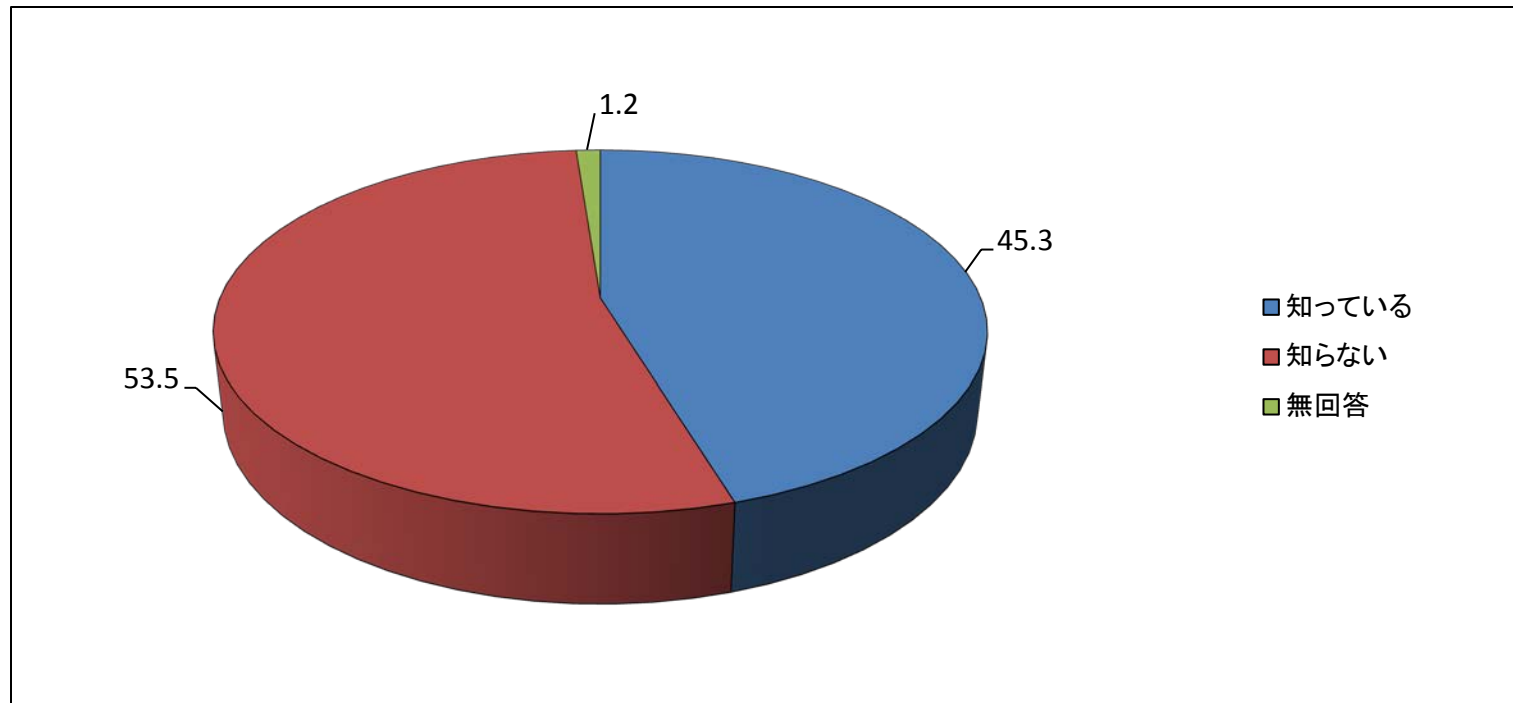
【昨年調査】

「投資上限額の拡大」…20.1%

10. 上場株式、株式投資信託の売買益、配当金・分配金等に対する税率10%の優遇措置について

○ 税率10%の優遇措置が平成25年12月末に終了することの認知度

(%)



N=1108

税率10%の優遇措置が本年末に終了することの認知度は、「知らない」(53.5%)が、「知っている」(45.3%)を上回る。

【昨年調査】

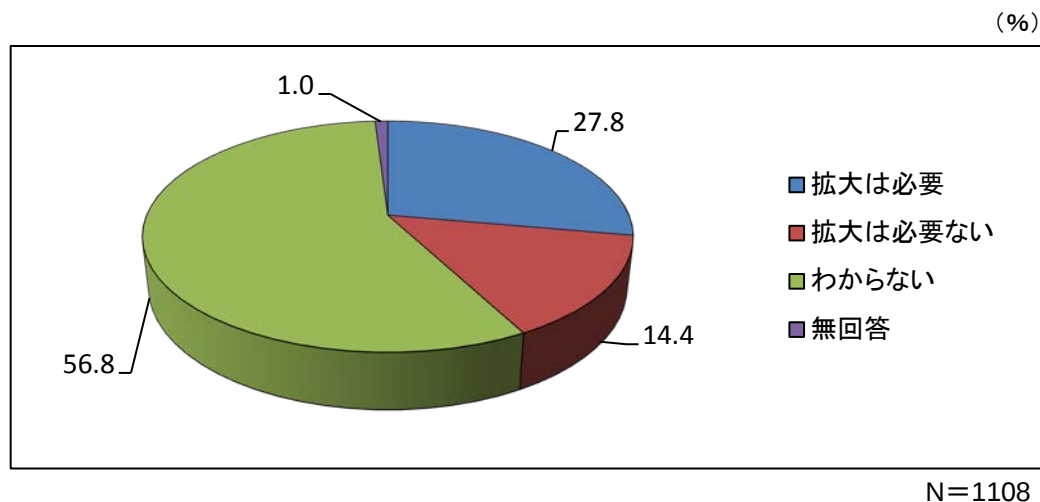
「知っている」・・・32.0%

「知らない」・・・67.0%

「無回答」・・・1.0%

11. 金融所得課税の一体化について

○ 金融商品間の損益通算の範囲の拡大について



損益通算の範囲の拡大について、「わからない」(56.8%)が過半数を占めるが、「拡大は必要」(27.8%)が「拡大は必要ない」(14.4%)を上回る。

【昨年調査】

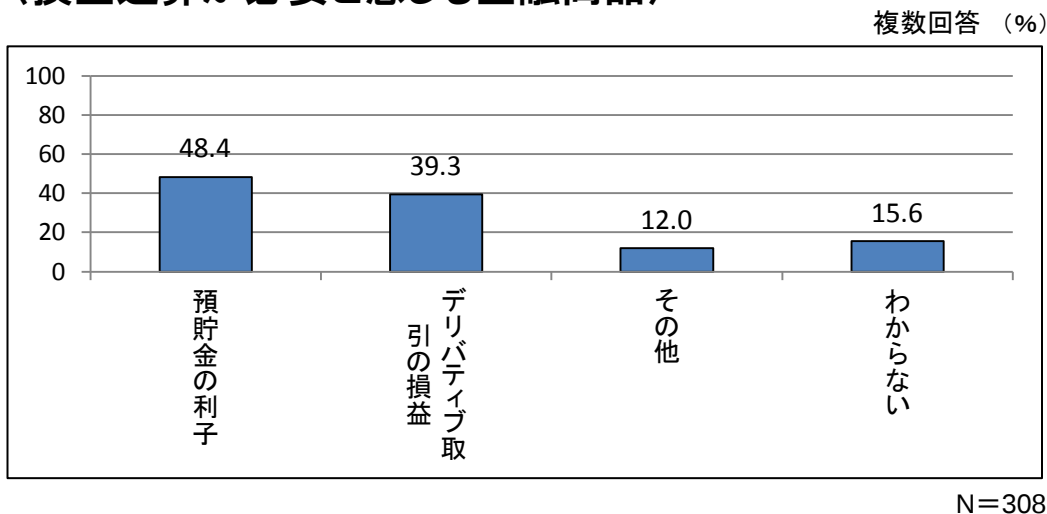
拡大は必要・・・34.2% わからない・・・50.6%

拡大は必要ない・・・10.6%

【参考】平成28年1月～特定公社債・公募公社債投信も

損益通算の対象となる。

〈損益通算が必要と感じる金融商品〉

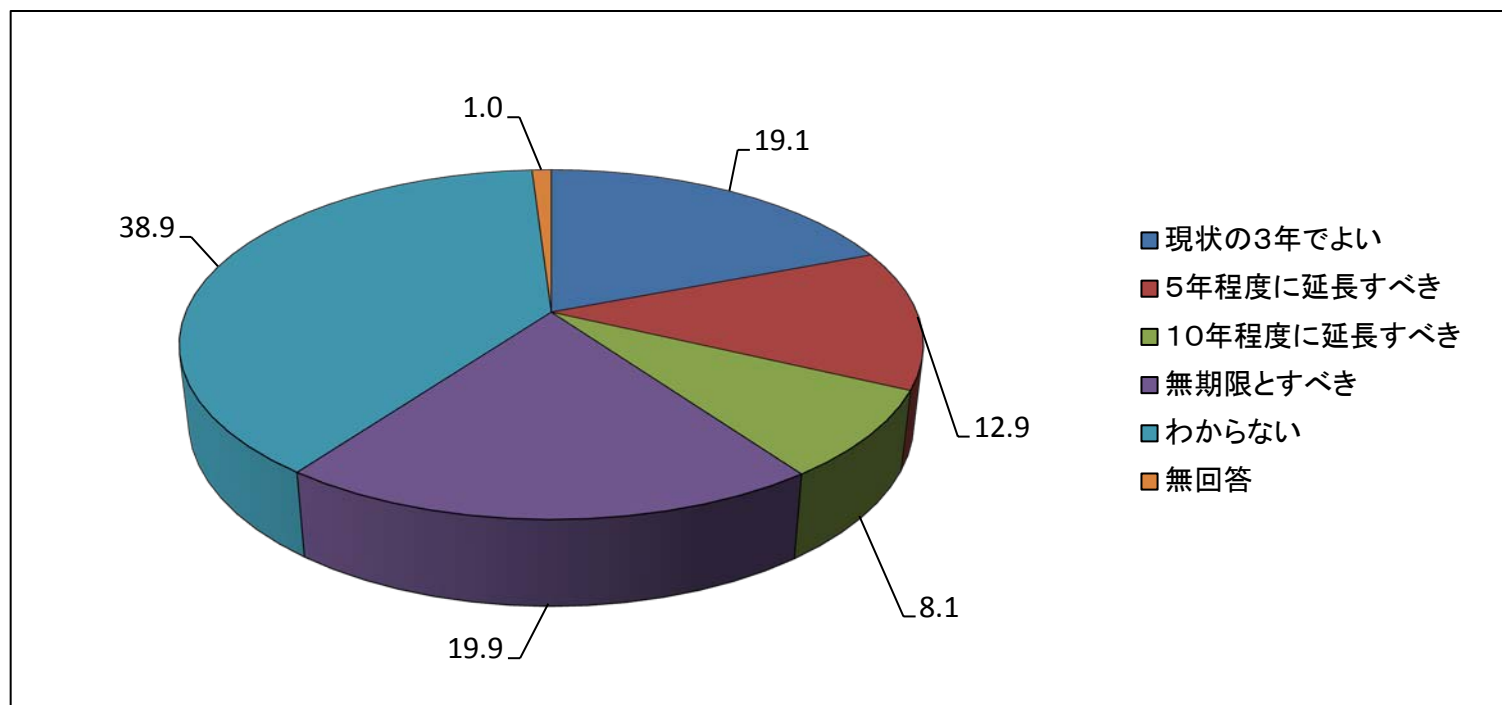


損益通算が必要と感じる金融商品は、「預貯金の利子」、「デリバティブ取引の損益」が高い。

12. 損失の繰越控除について

○ 損失の繰越控除について

(%)



N=1108

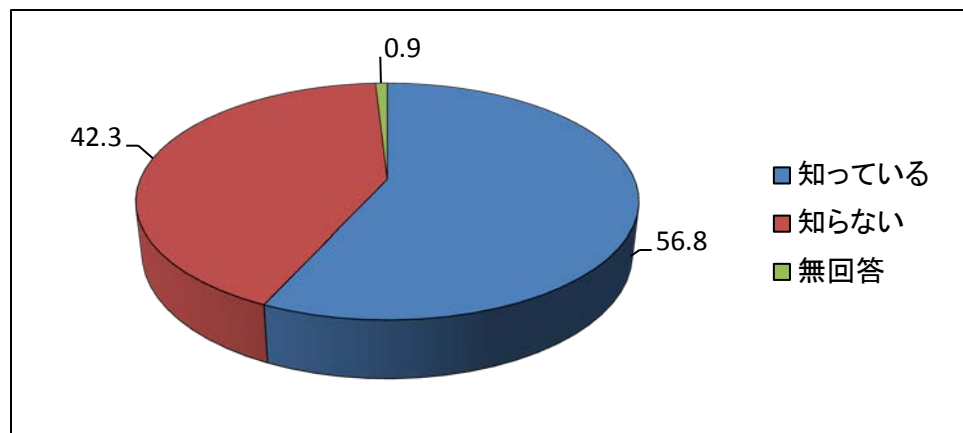
損失の繰越控除について、「無期限とすべき」、「10年程度に延長すべき」、「5年程度に延長すべき」(合計40.9%)が「現状の3年でよい」(19.1%)を上回る。
一方、「わからない」が38.9%あった。

【昨年調査】

「無期限とすべき」・・・11.3%	「現状の3年でよい」・・・28.0%
「10年程度に延長すべき」・・・6.7%	「わからない」・・・34.9%
「5年程度に延長すべき」・・・16.7%	「無回答」・・・2.5%

13. マイナンバーについて

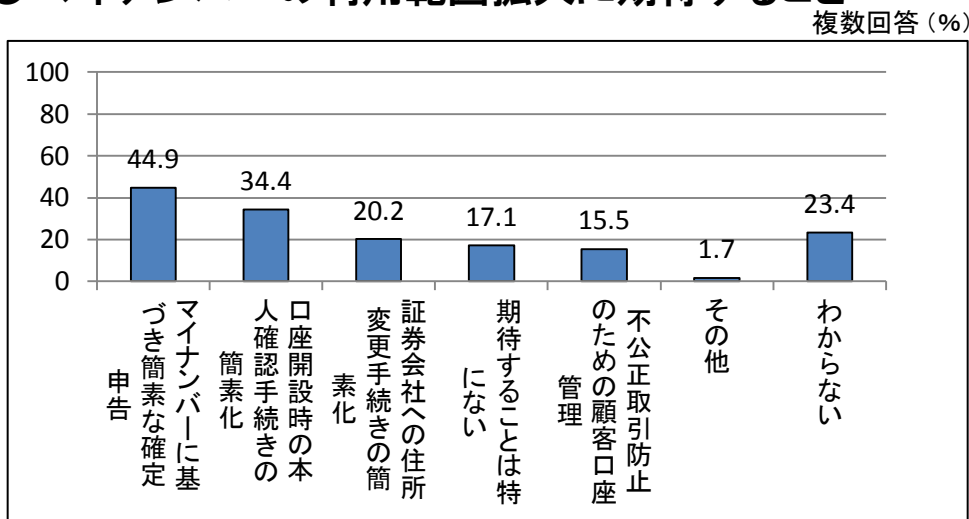
○ マイナンバー利用開始の認知状況



N=1108

マイナンバーの利用開始についての認知度は、「知っている」(56.8%)が「知らない」(42.3%)を上回る。

○ マイナンバーの利用範囲拡大に期待すること



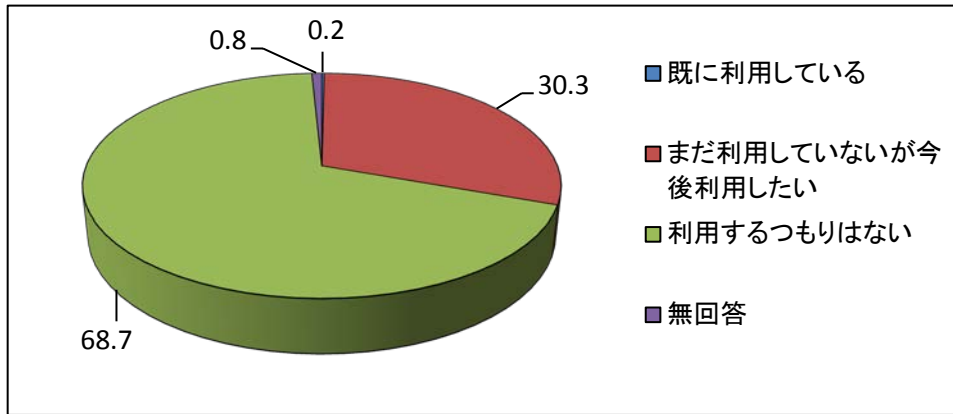
N=1108

利用範囲拡大に期待することは、「マイナンバーに基づき簡素な確定申告」、「口座開設時の本人確認手続きの簡素化」の回答が多い。

14. 教育資金一括贈与非課税制度について

○ 教育資金一括贈与非課税制度の利用状況

(%)

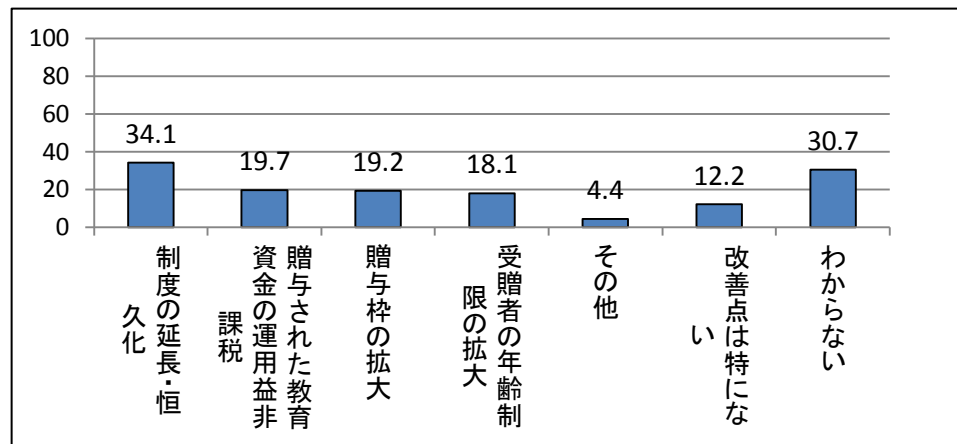


N=1108

教育資金形成の支援に係る税制優遇制度の利用状況は、「利用するつもりはない」(68.7%)が、「既に利用している」、「まだ利用していないが今後利用したい」(合計30.5%)を上回る。

○ 教育資金一括贈与非課税制度の改善点

複数回答 (%)



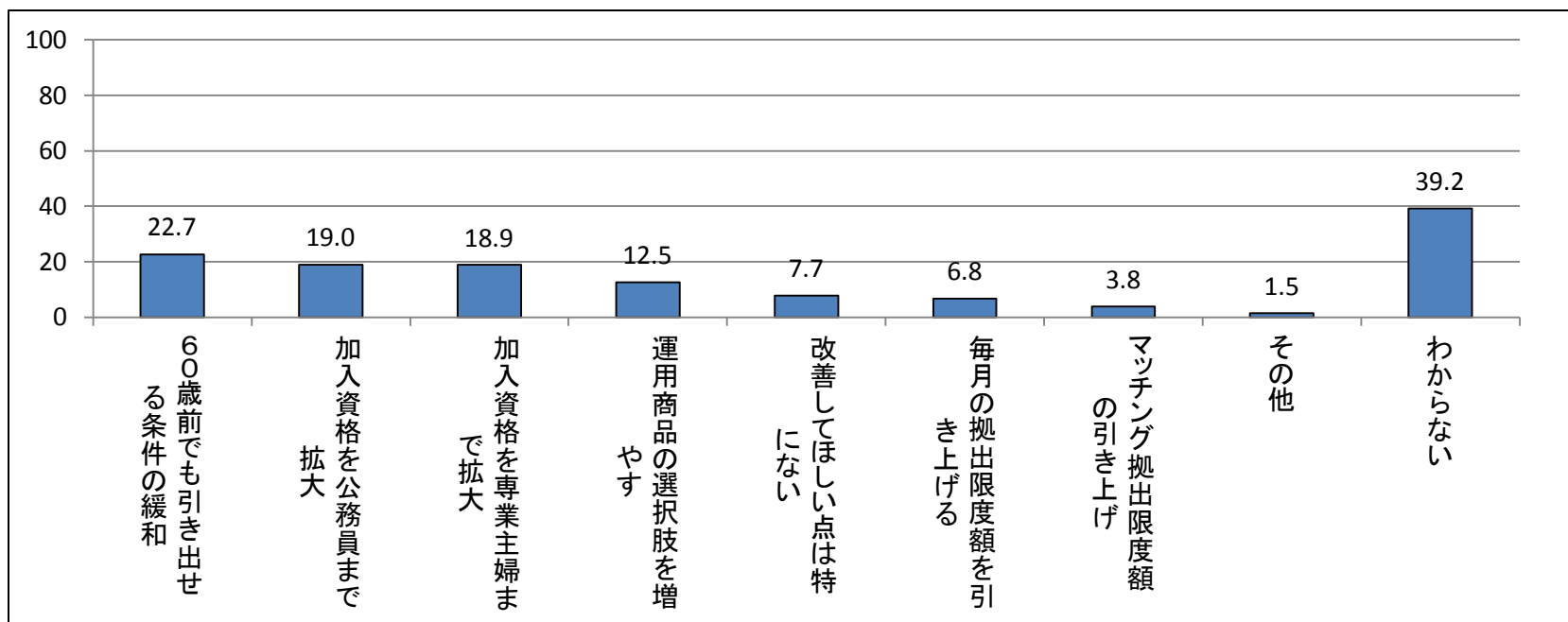
N=1108

教育資金形成の支援に係る税制優遇制度の改善点は、「制度の延長・恒久化」、「贈与された教育資金の運用益非課税」が多い。

15. 確定拠出年金制度について

○ 確定拠出年金制度の改善すべき点について

複数回答 (%)

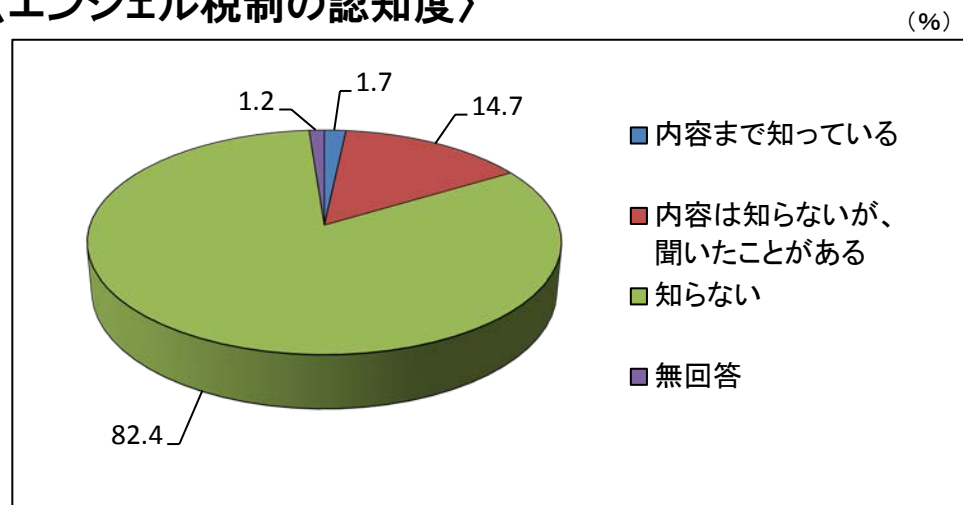


N=1108

確定拠出年金制度の改善すべき点については、「60歳前でも引き出せる条件の緩和」、「加入資格を公務員まで拡大」、「加入資格を専業主婦まで拡大」が多い。

16. エンジェル税制について

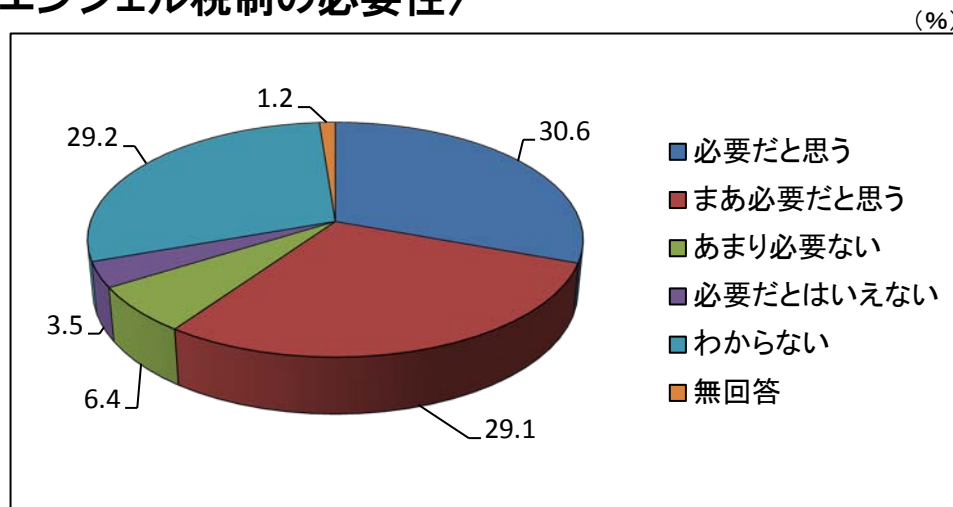
〈エンジェル税制の認知度〉



N=1108

エンジェル税制の認知度は、「知らない」が82.4%と高く、「内容まで知っている」、「内容は知らないが聞いたことがある」は合計16.4%にとどまる。

〈エンジェル税制の必要性〉



N=1008

エンジェル税制の必要性は、「必要だと思う」、「まあ必要だと思う」が約6割(合計59.7%)であり、「あまり必要ない」、「必要だとはいえない」(合計9.9%)を大幅に上回った。

NISAの推進に向けた取組み状況について（中間報告）⑤

平成 25 年 9 月 17 日

日本証券業協会

NISA（少額投資非課税制度）の推進に向けた取組み状況について、次のとおりご報告いたします（下線部追加）。

1. NISAの制度概要・口座開設手続き

- ① 3月18日から4月5日までの間、全国8会場で、会員の経営・実務担当責任者を対象に、説明会「平成25年度税制改正大綱の概要～日本版ISAを中心に～」を開催した。
- ② 5月14日から28日までの間、東京・大阪会場で、会員の経営・実務担当責任者を対象に、「NISA口座の開設手続きにおけるe-Tax利用の説明会」を開催した。
- ③ 6月6日、NISA口座開設届出書等の口座開設に関する書類（参考様式）を作成、会員へ通知した。
- ④ 8月7日から23日までの間、税務当局と証券会社との間で、e-Tax接続・確認テストを実施した。
- ⑤ 8月29日、国税庁において、NISA口座開設申請手続きにおける留意事項・重複申請があった場合の対応が取りまとめられ、会員へ通知した。
- ⑥ 9月10日、東京会場で、会員のシステム・実務担当責任者を対象に、「NISA口座開設手続きに係る実務対応説明会」を開催した。

2. 会員等によるNISAを利用した取引の適切な勧誘・販売

- ① 3月28日、「個人の自助努力による資産形成に関するワーキング・グループ」において、「日本版ISAの円滑な導入に向けた取り組みに係る提言」を取りまとめ、対応、働きかけを行っている。

【主な提言内容】

- イ. 証券会社及び登録金融機関は、NISAのわかりやすい説明とともに、個人にわかりやすい金融商品ラインナップの提供、その属性やニーズ、投資知識を踏まえた適切な投資勧誘が期待される。
- ロ. 投資信託委託会社は、個人の資産形成ニーズに則した新しい金融商品の開発が

期待される。

ハ. 投資信託委託会社は、幅広い証券会社に対し、数多くの金融商品ラインナップの提供が可能となるような対応が望まれる。

② 上記提言を受け、投資信託協会において、「NISAに係る提言への対応について検討する作業部会」が設置された。6月7日、報告書「少額投資非課税制度（NISA）の普及・拡大に向けた投資信託商品の提供について」が取りまとめられた。

③ 6月6日、「NISA推進・連絡協議会」（NISA協議会）において、NISAを利用した取引の適切な勧誘、販売が行われるよう、勧誘、販売に当たっての留意事項を取りまとめ、証券会社や銀行、郵便局などの金融機関に周知徹底を図った（⑥参照）。

④ 6月25日、NISA協議会において、「NISA口座開設申請後に顧客から取消しの申出があった際の対応について」を取りまとめ、証券会社や銀行などの金融機関に周知徹底を図った。

⑤ 7月31日、8月14日、NISA口座の重複口座開設の防止に向けて、新規顧客や既に口座開設の申込みを受付けた顧客に対する説明・留意事項を取りまとめ、会員に周知徹底を図った。

※ 上記は、NISA協議会を通じて、銀行、郵便局などの金融機関に周知徹底が図られた。

⑥ 8月28日、金融庁では、証券会社及び登録金融機関においてNISAを利用した取引の適切な勧誘・販売が行われるよう、「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」が改正され、実施された。

【主な改正内容】

イ. 複数の金融機関等でNISA口座は開設できない（一人1口座）。

ロ. 金融機関等は、自社で取り扱う金融商品の種類・ラインアップについて、投資者に十分説明すること。

ハ. NISA口座で売却した場合、当該売却代金相当額を再度非課税枠として利用できない。

ニ. 非課税となる枠の残額を翌年以降に繰り越すことはできない。

ホ. NISA口座と特定口座・一般口座との損益通算はできない。

⑦ 9月5日、金融庁及びNISA協議会では、NISA口座の重複口座開設申請の防止の一層の徹底、投資家・顧客に対して注意喚起、周知徹底を図るため、全国紙

3紙で新聞広告（全5段）を行った。

3. 広報活動

- ① 3月28日、理事会において「日本版ISA広報計画」が取りまとめられ、広報活動の基本的な考え方、具体的な取組み、実施方法が定められ、広報活動に必要な予算措置（5億円）が講じられた。
- ② 4月10日、本協会ウェブサイトにて、『NISA（少額投資非課税制度）』特設サイトを開設した。
- ③ 4月11日、「NISA推進ワーキング・グループ」（NISA推進WG）において、効果的・効率的な広報活動を実施するための広告代理店を選定した。
- ④ NISA協議会において、4月1日から4月19日までの間、「少額投資非課税制度」の業界横断的な「愛称」の公募を行い、4月30日、愛称を「NISA（ニーサ）」に決定し、発表した。
- ⑤ 5月13日、NISA推進WGにおいて、具体的な広報活動の内容、実施時期等の検討を行い、6月から7月までの広報活動計画を取りまとめ実施するとともに、6月3日からは、「NISA相談コールセンター」を開設した。
- ⑥ 7月30日、NISA推進WGにおいて、8月から10月までの広報活動計画を取りまとめ実施した。
- ⑦ 7月31日、総務委員会から証券戦略会議に対して、NISAの今後の広報活動についての検討要請等があり、現在、NISA推進WGにおいて、次の広報活動、広報計画の検討を行っている。

イ. 平成25年10月から同26年3月までの広報活動

ロ. 平成26年4月以降の中長期的な広報活動計画

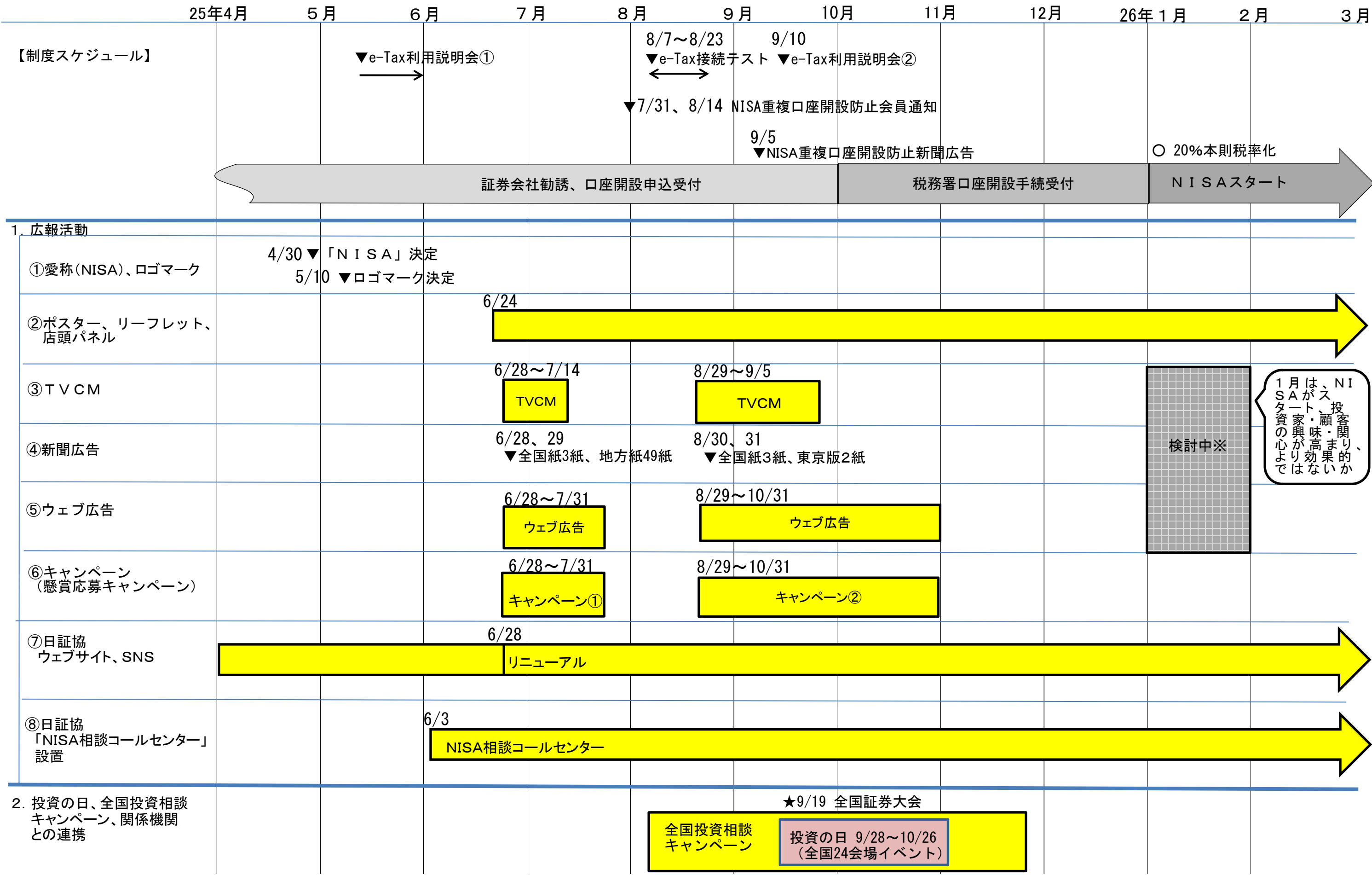
4. NISA推進体制の整備

- ① 3月12日、NISAの推進に向けた取組みを進めるため、証券戦略会議の下に、「NISA推進ワーキング・グループ」を設置した。
- ② 3月8日、本協会事務局に、「NISA推進プロジェクトチーム」を設置した。

以 上

NISAの普及・促進に向けた広報活動について

平成25年 9月17日



1月には、NISAがスタート、投資家の興味・関心が高まり、効果的ではないか

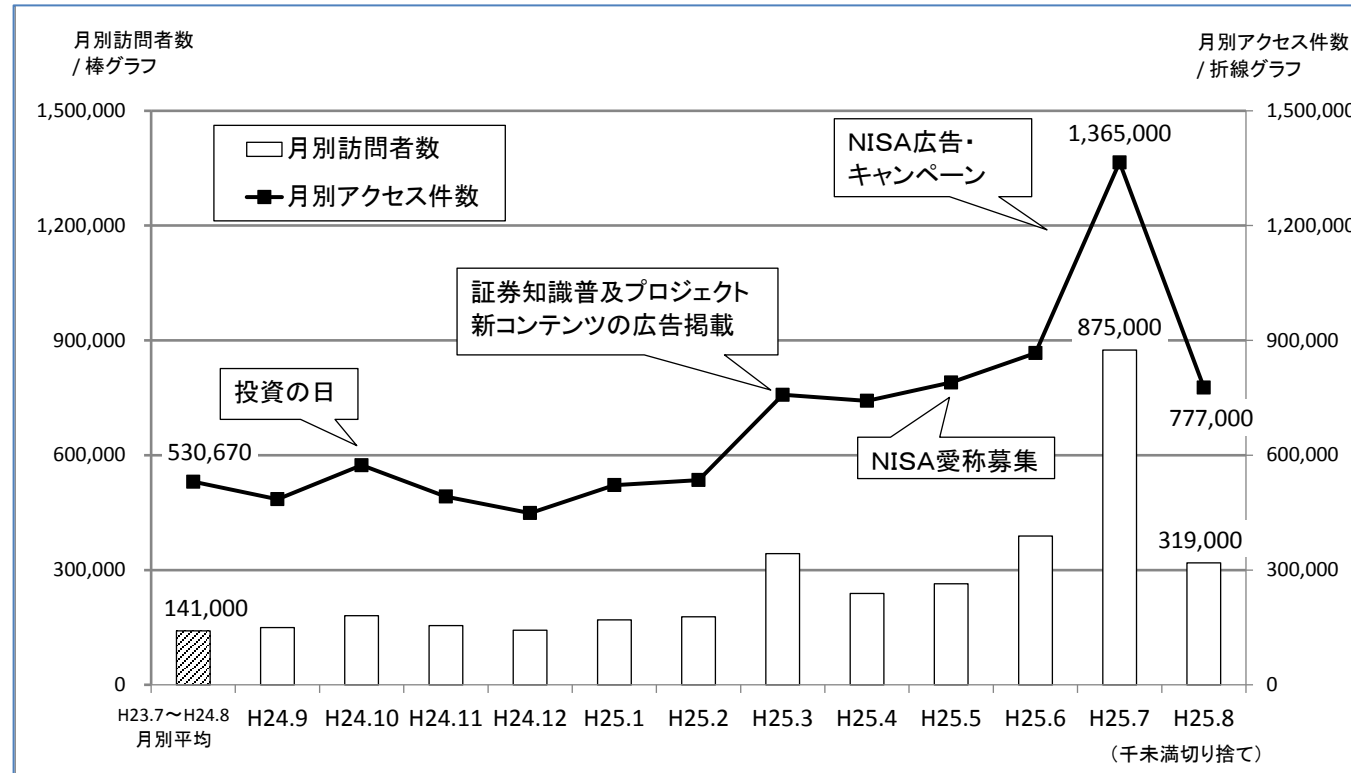
別紙1

※「NISA推進ワーキング・グループ」において、広報活動の具体的な内容、時期等を検討

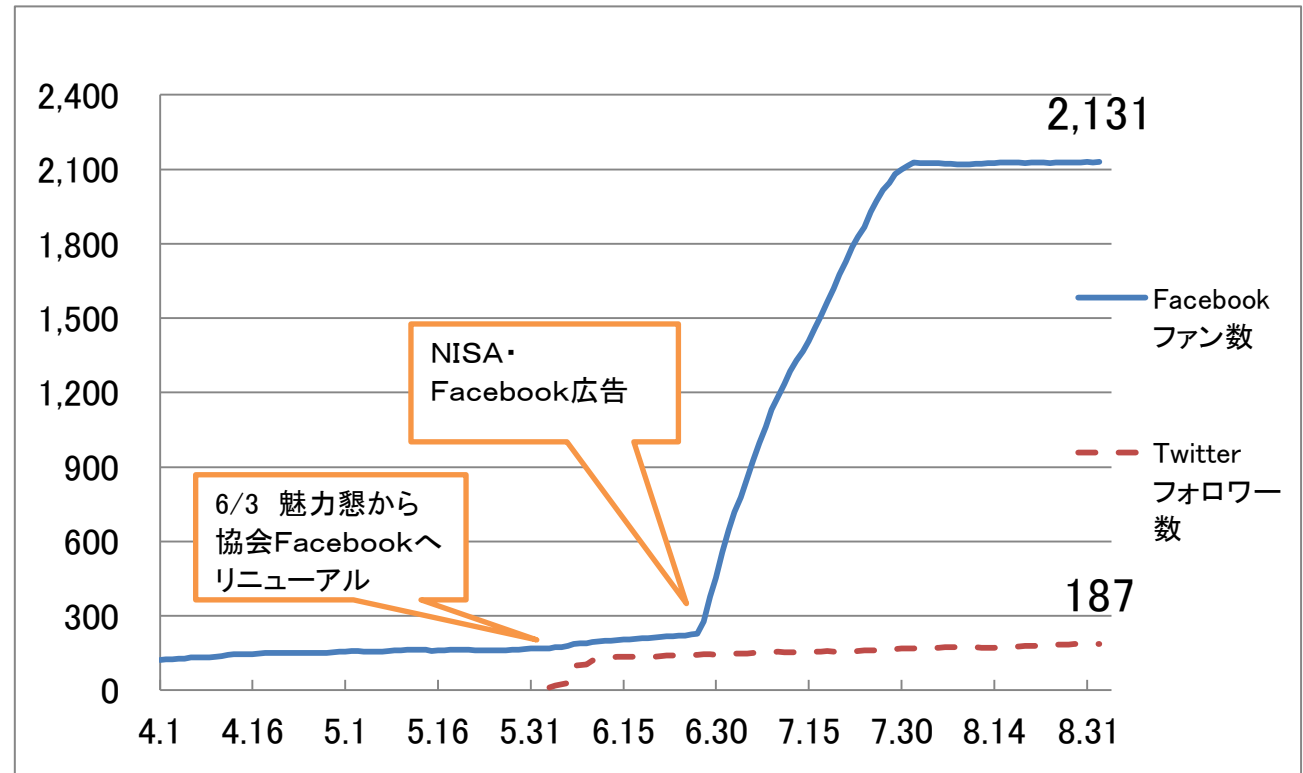
N I S A の広報活動状況について

平成 25 年 9 月 17 日
日 本 証 券 業 協 会

1 ウェブサイト月別訪問者数・アクセス件数

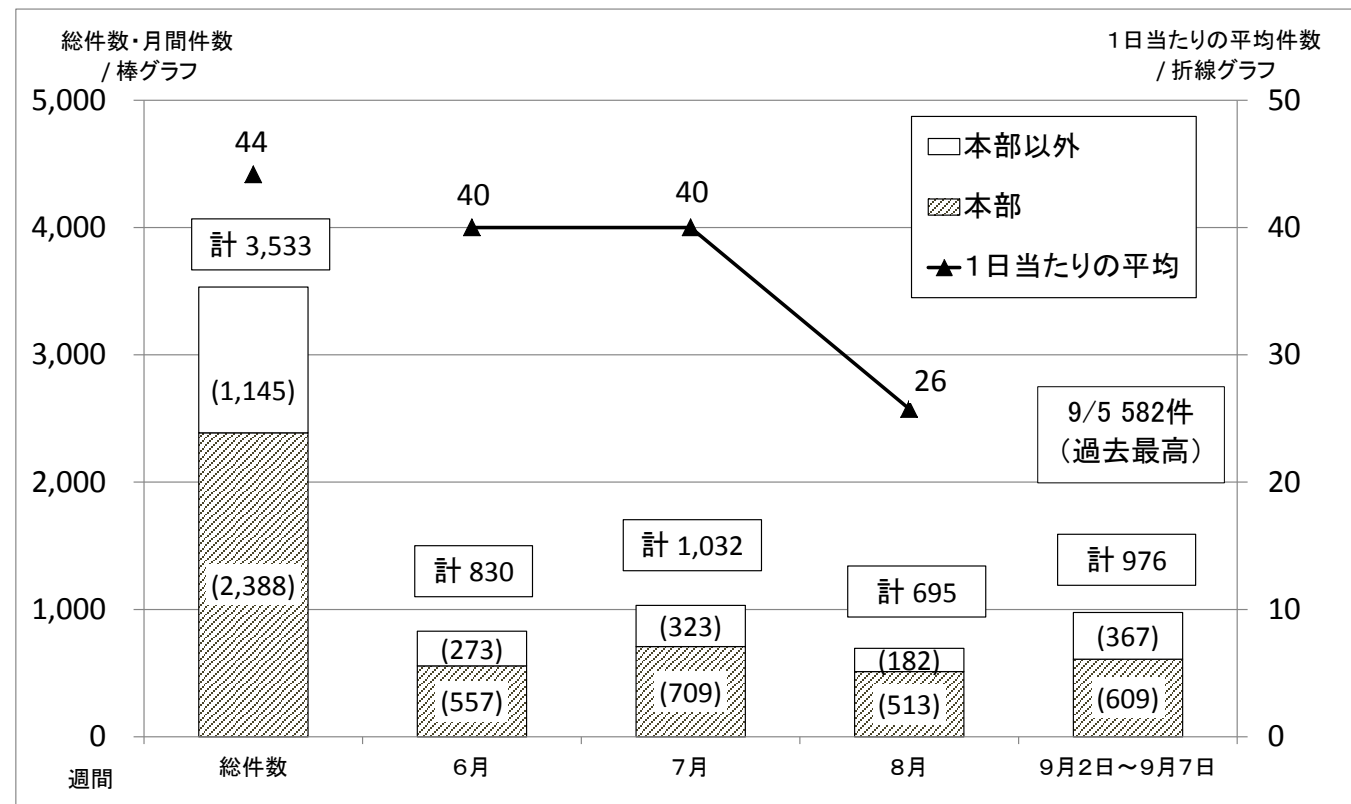


2 Facebook ページのファン数、Twitter のフォロワー数



（※）Facebook は3月2日から開始。

3 N I S A 相談コールセンター受付状況について



（※） 6月24日から平日の相談時間を延長（平日9時～19時）。6月29日から土曜日相談受付。

3-2 「N I S A 相談コールセンター」 主な質問・相談内容

- ・ N I S A 口座の開設は、一人1口座か。
- ・ 既に2つの金融機関で口座開設手続きを行ったが、どうすればよいか。
- ・ 金融機関にN I S A 口座開設申込みの取消し・キャンセルを申出たが、応じてもらえない。
- ・ N I S A 口座では、1年間で100万円までしか買えないのか。
- ・ 年間投資額100万、最大500万円がよくわからない。
- ・ N I S A 口座では、何が買えるのか。
- ・ 預金や国債、社債は対象となるのか。
- ・ どの投資信託が、N I S A の対象の株式投資信託か。
- ・ 現在保有している銘柄は、N I S A 口座へ移せないのか。
- ・ N I S A 口座を開設すれば、現在保有している株式や投資信託は非課税となるのか。
- ・ 非課税期間5年が終わったら、どうなるのか。証券会社から案内があるのか。
- ・ 非課税期間5年、口座開設可能期間10年がよく分からない。
- ・ N I S A 口座と特定口座や一般口座との損益通算はできるのか。
- ・ 株式数比例配分方式とは何か。
- ・ 住民票の写しがどうして必要なのか。運転免許証のコピーではダメか。
- ・ 住民票の写しは、本籍情報が必要か。家族全員の分が必要か。

4. 「N I S A で投資家デビューキャンペーン ～証券会社で相談しよう～」応募状況 652件（平成25年9月7日現在）